

愛知県国民保護計画

平成18年2月作成
(令和6年9月変更)



作成	平成 1 8 年 2 月 1 日
変更	平成 1 8 年 4 月 1 日
	平成 1 9 年 4 月 1 日
	平成 2 0 年 4 月 1 日
	平成 2 1 年 4 月 1 日
	平成 2 5 年 1 0 月 1 日
	平成 2 6 年 1 2 月 8 日
	平成 2 7 年 1 0 月 1 日
	平成 2 8 年 3 月 2 9 日
	平成 2 8 年 9 月 1 日
	平成 2 9 年 9 月 1 日
	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
	令和 2 年 3 月 2 日
	令和 3 年 1 0 月 1 日
	令和 4 年 1 0 月 3 日
	令和 5 年 1 0 月 2 日
	令和 6 年 9 月 2 5 日

目 次

第1編 総論	1
第1章 県の責務、計画の位置づけ等	1
1 県の責務	1
2 県国民保護計画の位置づけ等	1
3 国民保護措置等の対象	2
4 県国民保護計画の見直し	2
第2章 国民保護措置等の実施に関する基本的な方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	4
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	4
第3章 関係機関の事務又は業務の概要	5
第4章 県の地理的、社会的特徴	9
1 地勢	9
2 気候	10
3 人口の地域分布及び土地利用	10
4 道路及び鉄道の位置等	12
5 空港及び港湾の位置等	13
6 自衛隊施設等	14
7 石油コンビナート等特別防災区域	14
8 原子力発電所の立地	14
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	15
1 武力攻撃事態の類型	15
2 緊急処理事態の事態例	16
第2編 平素からの備え	18
第1章 体制の整備等	18
第1 県の体制の整備	18

1	平素の業務	18
2	要員の確保	18
第2	連携体制の整備	19
1	防災のための連携体制の活用及び意思疎通	19
2	国の機関との連携	19
3	他の都道府県との連携	19
4	市町村との連携	20
5	指定公共機関等との連携	21
6	ボランティア団体等との連携	21
第3	通信の確保	21
1	非常通信体制の確保	21
2	高度情報通信ネットワーク等による通信の確保	22
3	県警察における通信の確保	22
第4	情報収集・提供等に必要な準備	23
1	情報収集・提供のための体制整備等	23
2	警報の通知及び伝達に必要な準備	23
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告等に必要な準備	24
第5	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	26
1	避難及び救援に関する基本的事項	26
2	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	27
3	交通の確保に関する体制等の整備	27
4	避難施設の指定	28
第3章	生活関連等施設の把握等	30
1	生活関連等施設の把握	30
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	30
3	廃棄物の特例に関する検討	32
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	物資及び資材の備蓄、整備	33
2	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	33

第5章 国民保護に関する啓発	34
1 国民保護措置等に関する啓発	34
2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてとるべき行動等の周知	34
第3編 武力攻撃事態等への対処	35
第1章 国民保護措置の実施体制	35
1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制	35
2 武力攻撃事態等の認定前の対応	36
第2章 県対策本部の設置等	37
1 県対策本部の設置	37
2 県対策本部の組織及び機能	38
3 県対策本部長の権限	39
4 現地調整所の設置等	40
5 通信の確保	40
第3章 関係機関等との連携	42
1 国の対策本部との連携	42
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	42
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	42
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	43
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	44
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
7 県の行う応援等	44
8 ボランティア団体等に対する支援等	45
9 住民への協力要請	46
第4章 警報及び避難の指示等	47
第1 警報の通知及び伝達	47
1 警報の通知	47
2 警報の伝達等	48
第2 避難の指示等	48
1 避難措置の指示	48
2 避難の指示	50
3 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項	55
4 市町村による避難住民の誘導に対する県の支援等	57
5 要避難地域等における安全確保	59
6 県が管理する施設における避難誘導のための措置	59

第5章 救援	60
1 救援の実施	60
2 関係機関との連携	61
3 救援の実施における留意事項	62
4 緊急物資の運送の求め等	64
5 医療の要請等	64
6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	65
7 救援の際の物資の売渡し要請等	65
8 特定物質の売渡し等に関する指定地方行政機関等への要請	66
9 民間からの救援物資の受入れ等	66
第6章 安否情報の収集・提供	67
1 安否情報の収集	67
2 総務大臣に対する報告	68
3 安否情報の照会に対する回答	68
4 日本赤十字社に対する協力	69
第7章 武力攻撃災害への対処	70
第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	70
1 武力攻撃災害への対処	70
2 国の対策本部長への措置要請	70
3 対処に当たる職員の安全の確保	70
第2 国民生活に関わる重要施設の安全確保	70
1 生活関連等施設の安全確保	70
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	72
3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	74
第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	75
1 武力攻撃原子力災害への対処	75
2 NBC攻撃による災害への対処	75
3 応急措置の実施	75
4 国の要請を受けた場合の措置	75
5 関係機関との連携	75
6 汚染原因に応じた対応	76
7 汚染拡大を防止するための措置	77

第 4 章 応急措置等	7 7
1 武力攻撃災害の兆候の通知	7 7
2 緊急通報の発令	7 8
3 事前措置	7 9
4 退避の指示	7 9
5 警戒区域の設定	8 0
6 応急公用負担等	8 1
7 消防に関する措置等	8 1
第 8 章 被災情報の収集及び報告	8 3
1 被災情報の収集	8 3
2 第一報の報告	8 3
3 随時の収集・報告	8 3
4 新たな重大被害の報告	8 3
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	8 4
1 保健衛生の確保	8 4
2 廃棄物の処理	8 4
3 文化財の保護	8 5
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	8 6
1 生活関連物資等の価格安定	8 6
2 避難住民等の生活安定等	8 7
3 生活基盤等の確保	8 8
第 11 章 交通規制	8 9
1 交通状況の把握	8 9
2 交通規制の実施	8 9
3 緊急通行車両等の確認	8 9
4 交通規制等の周知徹底	8 9
5 緊急交通路確保のための権限等	8 9
6 関係機関との連携	9 0
第 12 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	9 1
1 赤十字標章等の交付及び管理	9 1
2 特殊標章等の交付及び管理	9 2

第4編	復旧等	93
第1章	応急の復旧	93
1	応急の復旧の実施	93
2	国に対する支援要請	94
第2章	武力攻撃災害の復旧	95
1	国における所要の法制の整備等	95
2	県が管理する施設及び設備の復旧	95
第3章	損失の補償等	96
1	損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん	96
2	国民の権利利益に関する文書の保存	96
第4章	費用の精算	97
1	国に対する負担金の請求	97
2	関係書類の保管	97
第5編	緊急処理事態への対処	98
1	緊急処理事態への対処の方針	98
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	98
第6編	市町村基準及び指定地方公共機関基準	99
第1章	市町村基準	99
1	総論	99
2	平素からの備え	99
3	武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処	104
4	復旧等	108
第2章	指定地方公共機関基準	110
1	指定地方公共機関共通事項	110
2	指定地方公共機関の業種に応じた事項	112

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ等

住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性に照らして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務、計画の位置づけ等について定める。

1 県の責務

- (1) 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における責務
県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国が定める国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に関する基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

- (2) 緊急対処事態における責務

県は、国が定める緊急対処事態対処方針に基づき、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

2 県国民保護計画の位置づけ等

- (1) 県国民保護計画の位置づけ

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 34 条の規定により、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づいて作成しなければならないこととされている国民の保護に関する計画として、「愛知県国民保護計画」（以下「県国民保護計画」という。）を定める。

- (2) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、国民保護法第 34 条第 2 項及び第 182 条第 2 項に基づき、次の事項について定める。

- ① 本県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 県が実施する国民保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地

方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項

- ⑤ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ その他本県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項
- ⑧ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

(3) 指定行政機関等の計画との整合性の確保

知事は、県国民保護計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民保護計画及び他の都道府県の国民保護計画との整合性の確保に努める。

3 国民保護措置等の対象

県は、国民保護法により本県の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施することとされているため、国民保護措置等の実施に当たっては、県民に限らず本県の区域に係る全ての国民を対象とする。

また、本県に居住し、又は滞在している外国人についても、対象とする。

4 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置等についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

計画の変更に当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、他の地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

第2章 国民保護措置等の実施に関する基本的な方針

国民保護措置等の実施に関する基本的な方針及び措置の実施に当たり、特に留意すべき事項について定める。

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力し、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法が保障する国民の自由と権利を尊重する。

国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において広域にわたる避難、NBC攻撃による災害等の特有の事項に対応できるよう、国、他の都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施に関して必要があると認めるときは、国民に対して協力を要請する。この場合においては、国民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないようにする。

なお、本県に居住し、又は滞在している外国人についても同様とする。

また、県は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民保護措置等に資するための自発的な活動に対して必要な支援を行うように努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性に照らして、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援などの国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者（※）その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章の交付等の国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等を含む。以下同様とする。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

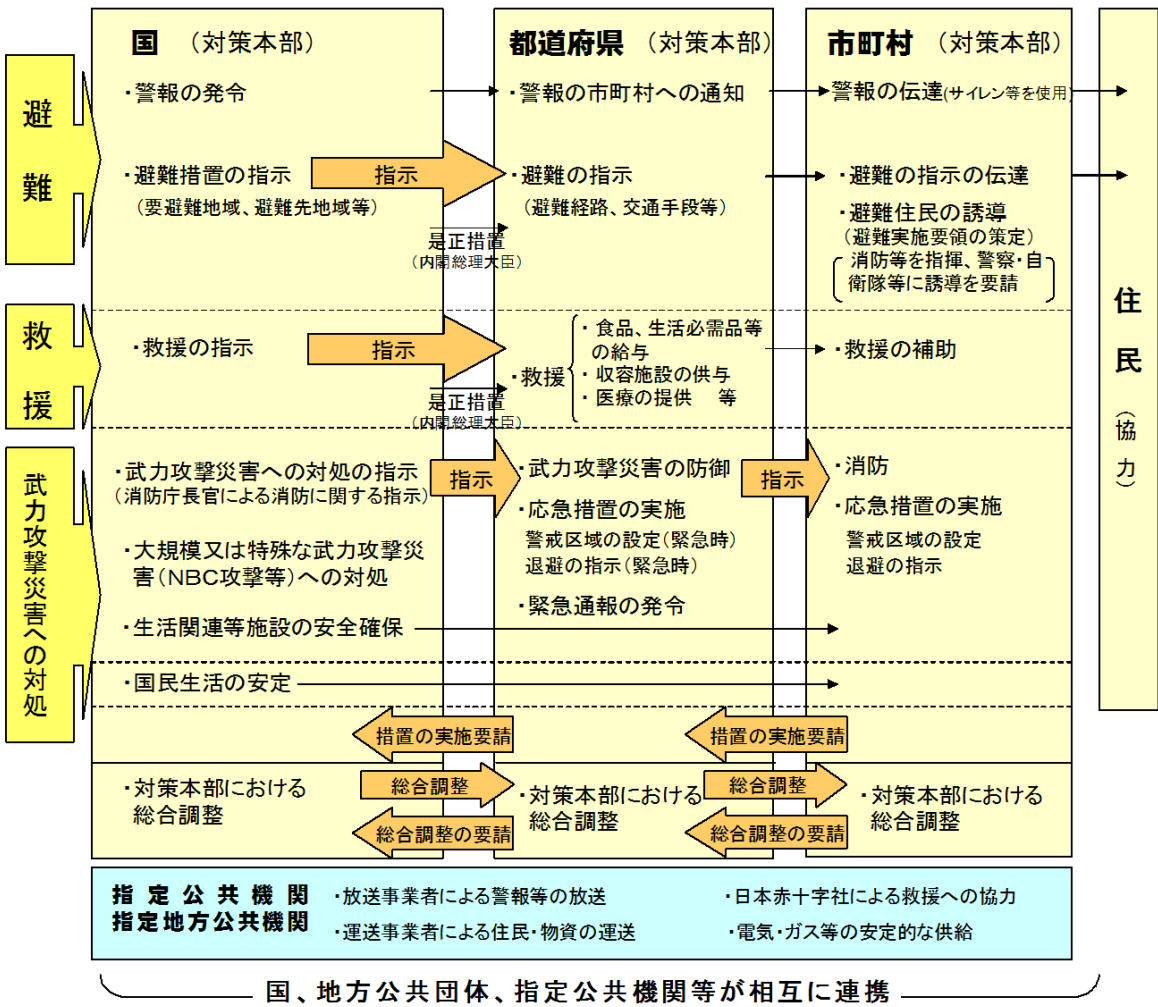
県は、国から入手した情報、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じ、必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要

国民保護措置等の実施主体である関係機関の事務や事業の概要を示す。

国民保護措置の仕組み



注 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。
ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

国民保護措置等について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の概要
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示（緊急時）、警戒区域の設定（緊急時）、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の概要
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の補助（指定都市にあっては実施）、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の概要
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 財政融資資金の貸付 2 国有財産の無償貸与等 3 金融に関する措置 4 財政上の措置
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛知労働局	1 被災者の雇用対策
東海農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局 (名古屋事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督 部	1 火薬類・高圧ガス・電気・ガス・鉱山等の施設の安全確保
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (中部空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (名古屋地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第四管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保

	3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 (東海防衛支局)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の種類	事務又は業務の概要
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

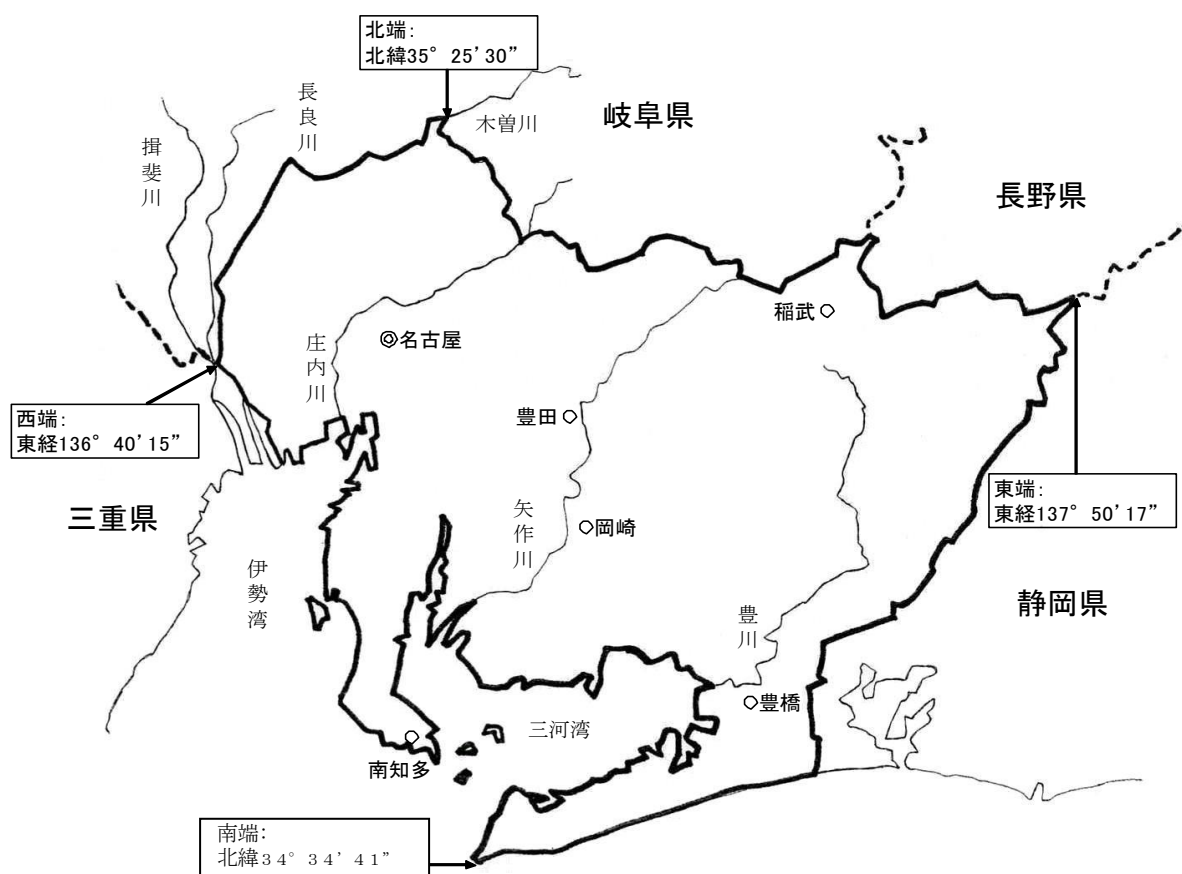
第4章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について記載する。

1 地勢

愛知県は、日本列島のほぼ中央に位置し、関東地方・近畿地方の中間点として古くから人・モノ・情報・文化の交流拠点として大きな役割を担ってきた。県土は、東西約106km、南北約94kmに広がる約5,170km²の面積を持ち、国土の約1.4%を占める。西は三重県、北は岐阜県及び長野県、東は静岡県と、4県に接し、また、南は伊勢湾、太平洋に面する。知多半島と渥美半島という比較的大きな2つの半島があるため、海岸線は延長約597kmにも上る。

県土は、標高100m未満の土地が54%を占め、山岳部が多い我が国にあっては平野部が比較的多いが、水系により全県を3つの地域に分けてみると、まず、西部の尾張地域は、木曽川によって造られた全国第二位の広さを持つ濃尾平野とその東側の尾張丘陵からなり、そして、尾張丘陵が南に伸びて知多半島を形成している。中央部の西三河地域は、矢作川に沿って上流に三河山地が、下流には岡崎平野が形成され、一方、東部の東三河地域は、豊川に沿って上流に設楽山地と八名・弓張山地が、下流には豊橋平野が形成され、そして、豊橋平野から渥美半島が伸びている。

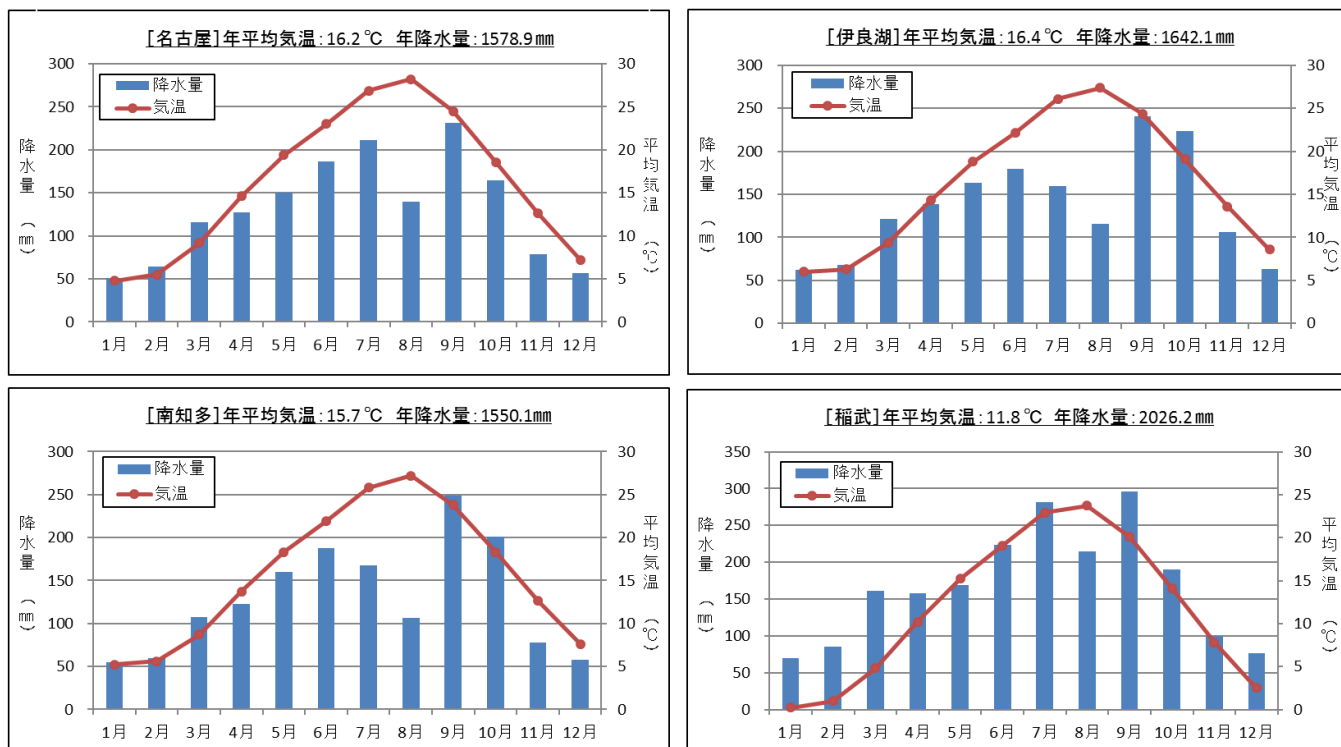


2 気候

愛知県の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受けて全般的に温暖で、暖候期高温多雨・寒候期小雨乾燥型といえる。

気温は、平野部で夏季の名古屋の気温が他の地点よりも高く、名古屋の夏の暑さが目立っている。

年間平均降水量は、山間部が、平野部や半島部に比べて、相対的に多くなっている。



平年値 統計期間：1991年～2020年（気象庁HPの観測データより）

3 人口の地域分布及び土地利用

人口については、全県で約748万人（2023.10.1）と、東京都、神奈川県、大阪府に次いで全国第4位であり、人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は25.7%と、全国値（29.1%）より3.4ポイント低くなっている。

また、県全体の土地利用形態を構成比で見ると、森林・原野42.2%、農用地14.2%、宅地19.0%、道路8.0%、水面等4.5%、その他12.1%であり、全国的にみて、森林（全国値：66.2%）の比率が低く、宅地（同5.2%）、道路（同3.7%）の比率がかなり高い。

(1) 尾張地域(西部)

尾張地域の面積は、約1,688km²、人口は約515万人で、面積は県土全体の32.7%、人口は68.8%を占めている。土地の利用区分ごとの構成比は、宅地面積が最も多く35.6%を占め、以下、その他17.4%、農用地17.2%、道路12.8%の順

となっている。

この地域は、人口稠密な約233万人の大都市名古屋を核に、西部の濃尾平野、北部、東部の丘陵地域及び知多半島から成り、3地域の中で最も都市化が進んだ地域である。

(2) 西三河地域(中央部)

西三河地域の面積は、約1,758km²、人口は約160万人で、面積は県土全体の34.0%、人口は21.4%を占めている。土地の利用区分ごとの構成比は、森林面積が最も多く51.5%を占め、以下、宅地13.6%、農用地12.9%の順となっている。

矢作川を軸に形成されるこの地域は、平たん部に自動車関連産業を中心とした工業や商業・文化機能が集積した中核的な都市が連たんし、その周辺には優良な農用地が広がっている。また、山間部には、県土保全、水資源かん養等の様々な機能を有する森林が広がっている。

(3) 東三河地域(東部)

東三河地域の面積は、約1,723km²、人口は約73万人で、面積は県土全体の33.3%、人口は9.8%を占めている。土地の利用区分ごとの構成比は、森林・原野面積が最も多く63.3%を占め、以下、農用地12.6%、宅地8.4%の順となっている。

この地域は、古くから豊川を軸に、比較的独立した圏域を形成しており、豊橋などの諸都市が連たんしているほか、山間部、渥美半島から成っている。

	行政面積 (km ²) [A] 2021.10.1現在	人口 2023.10.1現在	人口密度 (人/km ²)	人口集中 地区面積 (km ²) [B] 2020.10.1現在	人口集中 地区面積 の割合 (%) [B/A]	各地目別土地利用面積の行政面積に対する割合(%) 2022年版「土地に関する統計年報」					
						農地	森林・ 原野	水面・ 河川・ 水路	道路	宅地	その他
愛知県	5,170.1	7,480,897	1,447	965.2	18.7	14.2	42.2	4.5	8.0	19.0	12.1
尾張地域	1,688.3	5,145,788	3,048	675.4	40.0	17.2	10.9	6.0	12.8	35.6	17.4
うち名古屋市	326.5	2,326,683	7,126	288.7	88.4	3.0	3.0	4.6	19.5	53.6	16.4
西三河地域	1,758.2	1,600,466	910	198.3	11.3	12.9	51.5	4.4	6.2	13.6	11.4
うち岡崎市	387.2	381,893	986	52.4	13.5	8.1	59.4	4.2	5.7	12.2	10.3
うち豊田市	918.3	416,127	453	40.5	4.4	6.8	68.0	3.1	4.2	7.5	10.5
東三河地域	1,723.6	734,643	426	91.4	5.3	12.6	63.3	3.1	5.0	8.4	7.6
うち豊橋市	261.9	365,346	1,395	46.9	17.9	28.5	16.4	6.1	10.0	23.6	15.4

※人口集中地区：国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基礎単位として、

①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、

②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

4 道路及び鉄道の位置等

本県は、日本の社会経済を支える大動脈である東西軸の道路及び鉄道が貫くとともに、東西軸以外の方向においても、道路、鉄道ともに、比較的よく発達している。

道路、鉄道のうち、主要なものは、次のとおりである。

(1) 道路

路線名	区 間	延長(km)
中央自動車道	愛知県小牧市 ～ 山梨県大月市	272.9
東名高速道路	愛知県小牧市 ～ 東京都世田谷区	346.7
名神高速道路	愛知県小牧市 ～ 兵庫県西宮市	189.3
東名阪自動車道	愛知県名古屋市 ～ 三重県亀山市	55.1
東海北陸自動車道	愛知県一宮市 ～ 富山県小矢部市	184.8
伊勢湾岸自動車道	愛知県豊田市 ～ 三重県四日市市	56.4
新東名高速道路	愛知県豊田市 ～ 神奈川県海老名市	253.1
名古屋第二環状自動車道	愛知県名古屋市 ～ 愛知県海部郡飛島村	55.9
東海環状自動車道	愛知県豊田市 ～ 岐阜県山県市	85.0
三遠南信自動車道	愛知県新城市 ～ 静岡県浜松市	13.9
知多半島道路・南知多道路	愛知県名古屋市 ～ 愛知県知多郡南知多町	40.5
知多横断道路・中部国際空港連絡道路	愛知県半田市 ～ 愛知県常滑市	10.6
名古屋高速道路	愛知県名古屋市 ～ 愛知県名古屋市・愛知県東海市・愛知県小牧市・愛知県一宮市	81.2
一般国道1号	東京都中央区 ～ 大阪府大阪市	759.4
一般国道19号	愛知県名古屋市 ～ 長野県長野市	272.6
一般国道22号	愛知県名古屋市 ～ 岐阜県岐阜市	37.0
一般国道23号	愛知県豊橋市 ～ 三重県伊勢市	241.6
一般国道41号	愛知県名古屋市 ～ 富山県富山市	250.4
一般国道153号	愛知県名古屋市 ～ 長野県塩尻市	229.2

(2) 鉄道

事業者	路線名	区 間	営業キロ
J R 東海及び J R 各社	東海道新幹線	東京（東京都千代田区） ～ 新大阪（大阪府大阪市）	552.6
	東海道本線	東京（東京都千代田区） ～ 神戸（兵庫県神戸市）	589.5
	中央本線	名古屋（愛知県名古屋市） ～ 塩尻（長野県塩尻市）	174.8
	関西本線	名古屋（愛知県名古屋市） ～ JR難波（大阪府大阪市）	174.9
	飯田線	豊橋（愛知県豊橋市） ～ 辰野（長野県上伊那郡辰野町）	195.7
	武豊線	大府（愛知県大府市） ～ 武豊（愛知県知多郡武豊町）	19.3

事業者	路線名	区 間	営業キロ
名 鉄	名古屋本線	豊橋（愛知県豊橋市） ～ 名鉄岐阜（岐阜県岐阜市）	99.8
	豊川線	国府（愛知県豊川市） ～ 豊川稲荷（愛知県豊川市）	7.2
	西尾線	新安城（愛知県安城市） ～ 吉良吉田（愛知県西尾市）	24.7
	蒲郡線	吉良吉田（愛知県西尾市） ～ 蒲郡（愛知県蒲郡市）	17.6
	三河線	碧南（愛知県碧南市） ～ 猿投（愛知県豊田市）	39.8
	豊田線	梅坪（愛知県豊田市） ～ 赤池（愛知県日進市）	15.2
	常滑線	神宮前（愛知県名古屋市） ～ 常滑（愛知県常滑市）	29.3
	築港線	大江（愛知県名古屋市） ～ 東名古屋港（愛知県名古屋市）	1.5
	空港線	常滑（愛知県常滑市） ～ 中部国際空港（愛知県常滑市）	4.2
	河和線	太田川（愛知県東海市） ～ 河和（愛知県知多郡美浜町）	28.8
	知多新線	富貴（愛知県知多郡武豊町） ～ 内海（愛知県知多郡南知多町）	13.9
	犬山線	枇杷島分岐点（愛知県清須市） ～ 新鵜沼（岐阜県各務原市）	26.8
	小牧線	上飯田（愛知県名古屋市） ～ 犬山（愛知県犬山市）	20.6
	広見線	犬山（愛知県犬山市） ～ 御嵩（岐阜県可児郡御嵩町）	22.3
	津島線	須ヶ口（愛知県清須市） ～ 津島（愛知県津島市）	11.8
	尾西線	弥富（愛知県弥富市） ～ 玉ノ井（愛知県一宮市）	30.9
	瀬戸線	栄町（愛知県名古屋市） ～ 尾張瀬戸（愛知県瀬戸市）	20.6
近 鉄	名古屋線	近鉄名古屋（愛知県名古屋市） ～ 伊勢中川（三重県松阪市）	78.8
愛 知 環 状 鉄 道	岡崎	岡崎（愛知県岡崎市） ～ 高蔵寺（愛知県春日井市）	45.3
名古屋市営地下鉄	東山線	藤が丘（愛知県名古屋市） ～ 高畑（愛知県名古屋市）	20.6
	名城線	大曽根（愛知県名古屋市） ～ 大曽根（愛知県名古屋市）	26.4
	名港線	金山（愛知県名古屋市） ～ 名古屋港（愛知県名古屋市）	6.0
	鶴舞線	上小田井（愛知県名古屋市） ～ 赤池（愛知県日進市）	20.4
	桜通線	太閤通（愛知県名古屋市） ～ 徳重（愛知県名古屋市）	19.1
	上飯田線	上飯田（愛知県名古屋市） ～ 平安通（愛知県名古屋市）	0.8
名古屋臨海高速鉄道	あおなみ線	名古屋（愛知県名古屋市） ～ 金城ふ頭（愛知県名古屋市）	15.2
愛知高速交通	東部丘陵線	藤が丘（愛知県名古屋市） ～ 八草（愛知県豊田市）	8.9
東海交通事業	城北線	勝川（愛知県春日井市） ～ 枇杷島（愛知県清須市）	11.2
豊橋鉄道	渥美線	新豊橋（愛知県豊橋市） ～ 三河田原（愛知県田原市）	18.0
	東田本線	駅前（愛知県豊橋市） ～ 赤岩口（愛知県豊橋市） 運動公園前（愛知県豊橋市）	5.4

5 空港及び港湾の位置等

本県は、全国一の総取扱貨物量を誇り五大港の一つである国際拠点港湾の名古屋港のほか、衣浦港及び三河港の2つの重要港湾を有するとともに、中部国際空港及び航空自衛隊小牧基地も滑走路を利用している名古屋飛行場（県営名古屋空港）を有する。

港湾のうち主要のもの及び空港の概要は次のとおり。

(1) 港湾

港 湾 名	種 類	水域面積	管 理 者	所 在 地
名古屋港	国際拠点港湾	8,170 ha	名古屋港管理組合	名古屋市、東海市、知多市、弥富市、海部郡飛島村
衣 浦 港	重要港湾	4,020 ha	愛 知 県	半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、高浜市、知多郡東浦町、美浜町、武豊町
三 河 港	重要港湾	13,200 ha	愛 知 県	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

(2) 空港

空 港 名	面 積	滑 走 路	所 在 地
中部国際空港	約470 ha	3,500 m 1本	常 滑 市
名古屋飛行場	約172 ha	2,740 m 1本	西春日井郡豊山町

6 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊及び航空自衛隊の5施設が存在している。

施 設 名	主 要 部 隊 等	所 在 地
陸上自衛隊守山駐屯地	第10師団司令部 第35普通科連隊	名古屋市
陸上自衛隊豊川駐屯地	第6施設群	豊川市
陸上自衛隊春日井駐屯地	第10後方支援連隊	春日井市
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊	小牧市
航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第4補給処高蔵寺支処	春日井市

7 石油コンビナート等特別防災区域

3区域（名古屋港臨海地区、衣浦地区、田原地区：6市1町1村）が、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

また、区域内の特定事業所は48事業所ある。

2023.4.1現在

地 区 名	面積 (万㎡)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他 事業所
		石油 (千ℓ)	高圧ガス (千Nm ³)	第1種	第2種	合計	
名古屋港臨海	2,742	7,577	365,051	17	21	38	154
衣 浦	1,052	111	18,849	3	7	10	71
田 原	114	6	0	0	0	0	4
渥 美※	108	47	0	1	0	1	1
計	4,016	7,741	383,900	21	28	49	230

※2023年10月28日に渥美地区は、石油コンビナート等特別防災区域の指定を解除された。

8 原子力発電所の立地

本県には原子力発電所又は原子炉施設（以下「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）には含まれていない。

浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）から愛知県境までは概ね55km、美浜発電所（福井県三方郡美浜町）から愛知県境までは概ね82kmである。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画の対象とする事態を定める。

県国民保護計画は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

国が定めた基本指針においては、次のとおり武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例を想定している。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、NBC兵器や汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
- ・ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警

察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態の事態例

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・原子力事業所等の破壊
 - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・危険物積載船への攻撃
 - ・ダムの破壊

- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備え

第1章 体制の整備等

第1 県の体制の整備

県の各執行機関における平素の業務、要員の確保について定める。

1 平素の業務

県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ各執行機関においてその準備に必要な業務を定め、実施するものとする。

2 要員の確保

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

県は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災に関する体制と併せるなどして職員による24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

県は、幹部職員及び国民保護担当職員に対し、常時、連絡できる通信手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を指名するなど、事態の状況に応じ必要な職員を確保できる体制を整備する。

(5) 交代要員等の確保

知事は、防災に関する体制を活用しつつ、愛知県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）又は愛知県緊急処理事態対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について整備に努める。

- ・交代要員の確保
- ・食料、飲料水の備蓄
- ・自家発電設備の確保

第2 連携体制の整備

国民保護措置等を実施するに当たり、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、平素における関係機関との連携について定める。

1 防災のための連携体制の活用及び意思疎通

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携を図る。

また、県は、「避難」、「救援」等の個別テーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置等が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、国民保護措置等に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越えた救援の応援等を実施するため、他の都道府県との広域応援体制を整備する。なお、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が長期にわたった場

合においても、国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど必要な体制の整備に努める。

(2) 相互応援協定に基づく他の都道府県との連携

県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定書」（以下「相互応援協定」という。）に基づき、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越えた救援の応援等の実施における相互応援について、他の都道府県との連携を図る。

なお、相互応援協定の内容に関し、必要な見直しを行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する専門的知識及び技能を取得させるための教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 近隣の都道府県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近隣の都道府県の間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、県衛生研究所等の機関は、近隣の都道府県との間で緊密な情報の共有を図る。

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携体制の整備

県は、市町村との緊密な連携を図る。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

また、消防機関におけるNBC攻撃による災害に対応可能な部隊数や資機材の所在について把握する。

(2) 市町村国民保護計画の協議

知事は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県国民保護計画との整合性の確保を図り、的確な国民保護措置等の実施を期する。

(3) 市町村間の連携の確保

知事は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護計画の整合性の

確保を図り、的確な国民保護措置等の実施を期する。

(4) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県は、市町村が行う地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動等に協力し、消防団の充実・活性化を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連携

県は、その区域に係る国民保護措置等が円滑に実施されるよう、指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画への助言

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を活用するなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等との連携

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、市町村と連携しながら、武力攻撃事態等及び緊急対処事態におけるボランティアとの連携方策について、ボランティア団体等の理解・協力を得つつ検討していく。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備について定める。

1 非常通信体制の確保

県は、国民保護措置等の実施に関し、高度情報通信ネットワークを活用するなど、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時におけ

る通信の円滑な運用を図ること等を目的として関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携を図る。

2 高度情報通信ネットワーク等による通信の確保

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生時において、情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達経路の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理を行う。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を的確に活用する。

(1) 施設・設備

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ・武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、及び関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ・武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用

- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

3 県警察における通信の確保

県警察は、管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

第4 情報収集・提供等に必要な準備

警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うために準備すべき事項について定める。

1 情報収集・提供のための体制整備等

(1) 情報に関する体制整備

県は、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

なお、この場合、防災における体制を踏まえた、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(2) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置等の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながらデータベース化等の推進に努める。

2 警報の通知及び伝達に必要な準備

(1) 警報の通知先となる関係機関の把握

知事は、事態対策本部長（以下「国の対策本部長」という。）又は緊急処理事態対策本部長が発令した警報が総務省（消防庁）から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等を、あらかじめ把握する。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、市町村と連携し、それぞれの役割分担も考慮しつつ、総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設を定める。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報システムの利用

県は、市町村と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報収集体制の把握

知事は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における安否情報の収集を円滑に行うため、市町村の安否情報収集体制（担当職員の配置や収集方法・収集先等）を把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行う。

(3) 安否情報の収集のための準備

知事は、安否情報の収集について、県が管理する医療機関、諸学校その他の施設の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、知事への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先を避難施設の管理者等に周知するとともに、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）が定める様式の周知徹底を図る。

(4) 日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集への協力

知事は、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集が円滑に行われるよう、あらかじめ意思疎通を図るよう努める。

4 被災情報の収集・報告等に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣（消防庁）への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

知事は、市町村長及び指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに報告するよう周知する。

第5 研修及び訓練

職員の国民保護措置等の実施能力の向上を図るための研修及び訓練について定める。

1 研修

県は、職員の研修に当たっては、国の研修機関の研修課程の活用や職員研修所等において、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど、多様な方法による研修を行うものとする。

また、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用するものとする。

その他、市町村と連携し、消防職員、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置等に関する研修等を行うものとする。

2 訓練

(1) 実践的な訓練の実施

県は、訓練を計画するに当たっては、防災訓練との有機的な連携に配慮しつつ、職員の参集訓練、県対策本部運営訓練、情報収集訓練、通知・伝達訓練、避難救助訓練を始め、実際に人・物を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う訓練を実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。

通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した通信訓練等を実施する。

また、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練実施に当たっての関係機関との連携

県は、訓練の実施に当たっては、市町村とともに、国、他の都道府県、消防、海上保安庁、自衛隊等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護措置等の実施能力の向上を図る。

また、国民保護措置等についての訓練を行う場合には、住民に対して、訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるように努める。その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応に留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関し、平素から行っておくべき基礎的資料の準備、運送事業者の輸送力等の把握方法、避難施設の指定について定める。

1 避難及び救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に避難の指示及び救援が実施できるよう、県の地図、道路網のリスト、輸送手段、避難施設のリスト、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(3) 多数の者が利用又は居住する施設の管理者への要請

県は、市町村と連携し、それぞれの役割分担も考慮しつつ、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

(4) 一般旅客運送事業者への要請

県は、市町村と連携し、それぞれの役割分担も考慮しつつ、鉄道、バス、航空機、船舶等を運行する一般旅客運送事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

(5) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

(6) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(7) 医療の要請方法等

知事は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(8) 消防機関と医療機関の連絡・連携体制等の整備促進

県は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図る。

2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

(3) 運送経路の把握等

県は、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

3 交通の確保に関する体制等の整備

県警察は、必要な交通規制を円滑に実施できるように、あらかじめ交通規制計画等を策定する。

(1) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態による交通の混乱を防止し、避難住民、緊急物資の運送等のための緊急交通路の確保に関する必要な措置を講ずるものとする。

(2) 交通管理体制の整備

県警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両等に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、県公安委員会が行う緊急通行車両等に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

4 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う（名古屋市内の避難施設については、名古屋市長が指定を行う。）。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。特に、大都市においては、人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、できる限り多くの避難施設の指定に努める。

④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

⑥ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

知事は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

知事は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、情報セキュリティの確保等に留意しながら全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等の情報を提供するとともに、避難施設の運営管理のために必要な知識の普及に努める。

第3章 生活関連等施設の把握等

安全の確保に特別な配慮が必要な生活関連等施設の把握及び管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ・施設の種類
- ・名称
- ・所在地
- ・管理者名
- ・連絡先
- ・危険物質等の内容物
- ・施設の規模

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等（海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて施設管理の実態に応じた関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努める。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等及び緊急対処事態における

安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、県は、施設の管理者がその自主的な判断に基づき安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

〔生活関連等施設の種類及び所管省庁〕

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所(最大出力5万kW以上)、 変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省
	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省
	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池 (10万m ³ ／日以上)の給水能力)	国土交通省
	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設(平均利用者10万人／日以上)	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数が3万以上)	総務省
	6号	放送用の無線設備	総務省
	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省
	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

3 廃棄物の特例に関する検討

環境大臣が国民保護法第１２４条（同第１８３条による準用を含む。）に基づき指定した特例地域における廃棄物の処理を適切に行うため、知事は、平素から、既存の廃棄物処理業者による廃棄物処理能力を把握する。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について定める。

1 物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、相互に活用することとし、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄数量等を踏まえ、備蓄し、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置等の実施のために特有害な物資及び資材

国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているため、県は、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ必要な対応をする。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置等に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

2 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置等を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

(2) 上下水道、工業用水道施設の機能の確保

県は、その管理する上下水道、工業用水道の施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用、整備し、その機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、県有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発や、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等の周知について定める。

1 国民保護措置等に関する啓発

(1) 啓発の在り方

県は、国民保護措置等の重要性並びに赤十字標章及び特殊標章の使用の意義の啓発について、国が行う広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体による啓発活動に協力するとともに、県国民保護計画の周知を図る。

また、障害者や外国人に対しては、点字や外国語の広報媒体を使用するなど配慮する。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発と連携を図る。

2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてとるべき行動等の周知

(1) 住民がとるべき行動の周知

県は、国に協力して武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型等に応じて、避難に当たって住民が留意すべき事項等について住民に周知を図る。

(2) 運転者がとるべき措置の周知

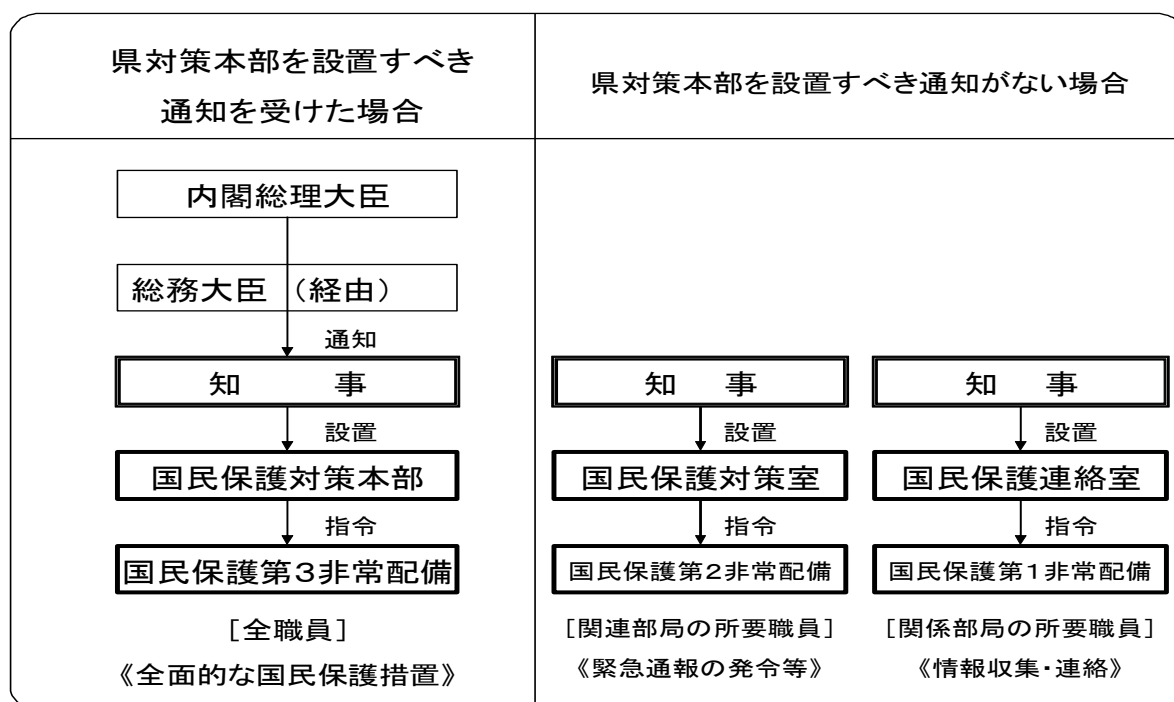
県警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において交通規制が行われた場合に車両の運転者がとるべき措置について、周知を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 国民保護措置の実施体制

国による事態認定の状況に応じた国民保護措置の実施体制を定める。

1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制



(1) 県対策本部を設置すべき通知を受けた場合

知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき通知を受けたときには、直ちに、県対策本部を設置し、全職員による国民保護第3非常配備を指令する。

なお、避難、救援等の国民保護措置の実施状況に応じて、知事は、全職員による国民保護第3非常配備の規模を段階的に縮小することができる。

(2) 県対策本部を設置すべき通知がない場合

① 愛知県国民保護対策室の設置

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、県対策本部が設置されていない場合であっても、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

この場合は、愛知県国民保護対策室を設置し、関係部局の所要の職員による国民保護第2非常配備を指令する。

② 愛知県国民保護連絡室の設置

知事は、他の都道府県において武力攻撃災害が発生したことなどにより武力攻撃事態等が認定された場合は、当該関連情報を収集し、連絡体制を確保する。

この場合は、愛知県国民保護連絡室を設置し、関係部局の所要の職員による国民保護第1非常配備を指令する。

(3) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請

知事は、県対策本部を設置すべき指定を受けていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するため必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

2 武力攻撃事態等の認定前の対応

武力攻撃事態等の認定前については、被害等が発生した当初はその発生原因が分からず、緊急に対応することが多いと予想される。

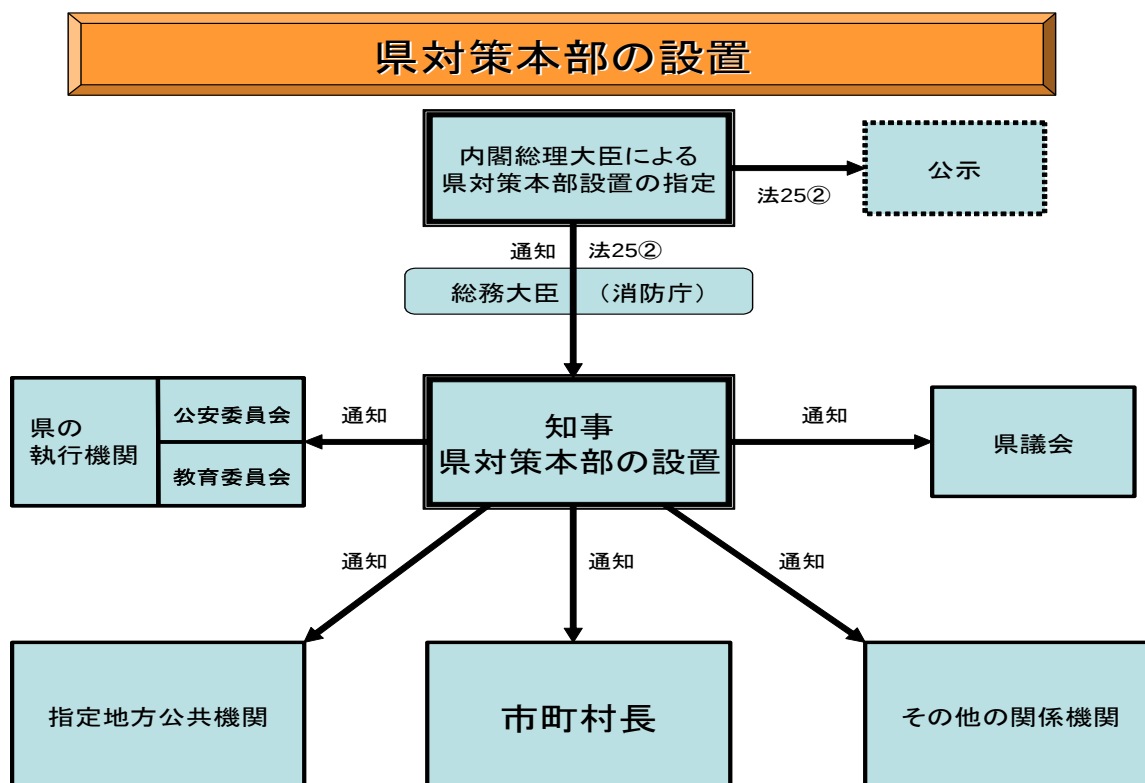
このため、武力攻撃事態等の認定前においては、災害対策の初動体制を効果的に活用することとし、情報収集・連絡調整を図るとともに、応急対策を的確かつ迅速に実施する。

なお、被害等に係る事案の態様が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について定める。

1 県対策本部の設置



(1) 県対策本部を設置する場合の手順

① 県対策本部の設置

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき通知を受けたときは、直ちに県対策本部を設置する。

知事は、県対策本部を設置したときは、直ちに、県議会、市町村長、県の他の執行機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関にその旨を通知する。

② 本部員等の参集

愛知県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）は、副本部長、本部員、本部職員に対し、直ちに、参集するよう命ずる。

③ 本部会議の開催等

県対策本部長は、情報収集するため速やかに県対策本部に国民保護情報センターを開設するとともに、必要に応じ本部会議を開催する。

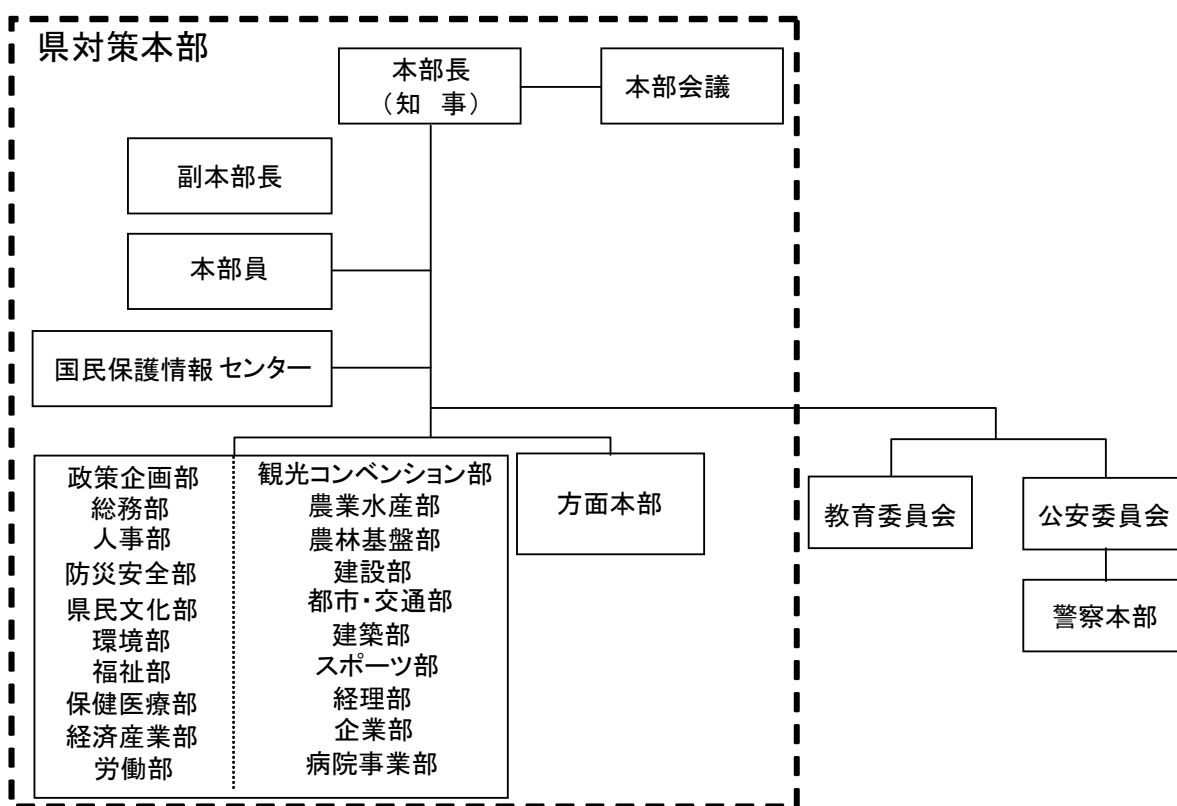
(2) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 県対策本部の組織及び機能

(1) 県対策本部の組織

県対策本部の組織は、次のとおりとする。



公安委員会及び教育委員会は、知事の所轄の下に、その所掌事務に係る国民保護措置を実施する。

(2) 国民保護措置の実施

県対策本部長の決定内容あるいは県対策本部会議の調整結果を踏まえ、県の各執行機関は、それぞれ国民保護措置を実施する。

(3) 広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部に広報及び県民相談の担当を置く。

なお、提供する情報の内容については、他の都道府県や市町村その他関係機関と相互に情報交換を行い、正確性の確保に努める。

(4) 現地対策本部の設置

知事は、市町村国民保護対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、副本部長、本部員及び本部職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 方面本部の設置

武力攻撃事態等の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、必要に応じて、東三河総局・県民事務所等に方面本部を設置する。

3 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村国民保護対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行わなければならない。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部の会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

(4) 情報の提供の求め

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

4 現地調整所の設置等

(1) 現地調整所の設置

県は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。以下同じ。）の活動を円滑に調整する必要がある場合で、武力攻撃災害の規模及び影響を受ける区域の範囲等を勘案して、県が現地関係機関の連絡調整に最も適切に対処し得ると知事が判断したとき（市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合及び国民保護措置が市町村の区域を超えて実施される場合等）に、現地関係機関が連絡調整を図る場（以下「現地調整所」という。）を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

(2) 現地調整所への職員の参加

県は、県以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、当該現地調整所に職員を参画させ、現地関係機関による円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たる。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星可搬局、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、情報通信手段の機能確認を行う。

なお、情報通信施設に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

また、県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

第3章 関係機関等との連携

国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関との連携や自衛隊の派遣要請などについて定める。

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、事態対策本部(以下「国の対策本部」という。)と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、県対策本部長又は県対策本部長が指名する本部員が出席する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から(1)の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を尊重し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する(国民保護等派遣)。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うことができる。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

〔自衛隊の活動内容の例示〕

- ・避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして(1)の要請を行うよう求められたときは、その必要性を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

① 他の都道府県に対する応援の求め

県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定の定めるところにより行う。

② 国の対策本部長等への連絡

県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、県は、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容を消防庁を通じて国の対策本部に連絡する。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

(2) 事務の一部の委託

① 県が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、協議により以下の事項を定める。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

- ② 県は、他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、前記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに県議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請又は求め

県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあつせん

県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

(3) 職員の派遣に関する知事への協議

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を県議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

① 市町村に対する応援

県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 職員の派遣

県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

③ 職員の派遣に関するあっせん

知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

④ 市町村の事務の代行

知事は、武力攻撃災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、市町村を通じて、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する自発的な協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市町村に設置される災害ボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整等の受入

体制の確保に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

なお、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。

9 住民への協力要請

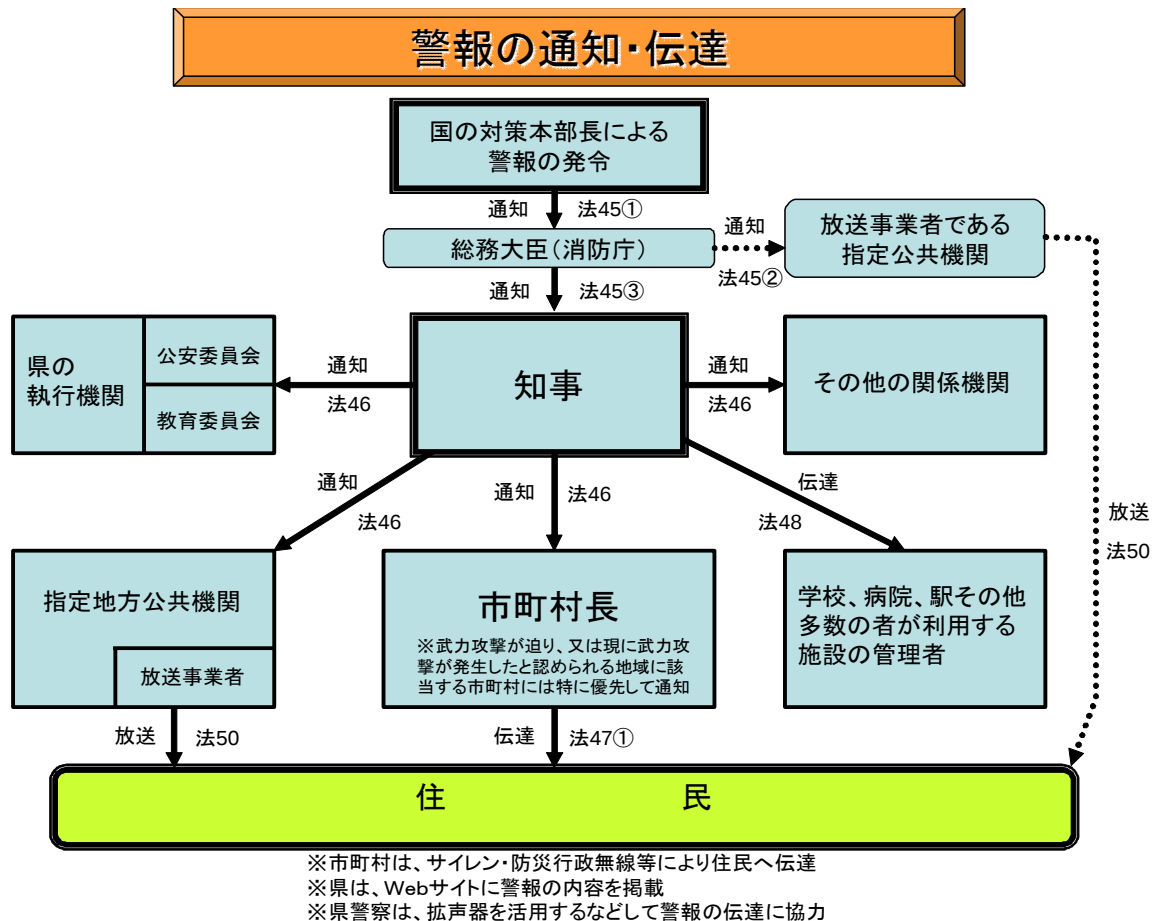
県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

住民の生命、身体及び財産を保護するために重要な警報の通知及び伝達について定める。



1 警報の通知

- (1) 知事は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

〔警報の内容〕

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・ 住民及び公私の団体に周知すべき事項

(2) 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(3) 知事は、放送事業者が緊急情報の伝達について高い能力を有することから、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

2 警報の伝達等

(1) 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4の2(1)に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

(2) 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のWebサイトに警報の内容を掲載する。

(3) 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努める。

第2 避難の指示等

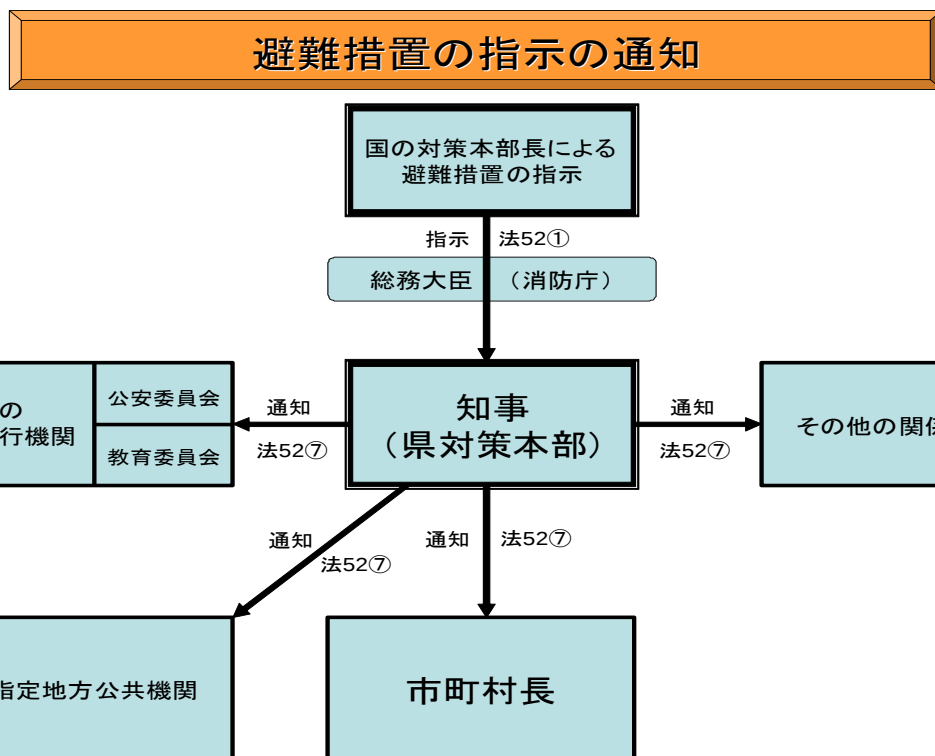
住民に対する避難の指示や市町村長が行う避難住民の誘導に対する支援及び補助について定める。

1 避難措置の指示

知事は、国の対策本部長が避難措置の指示を行ったときは、要避難地域又は避難先地域を管轄するか否かに応じ、次の措置を行う。

[避難措置の指示の内容]

- ・住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難経路となる地域を含む。）
- ・関係機関が講ずべき措置の概要



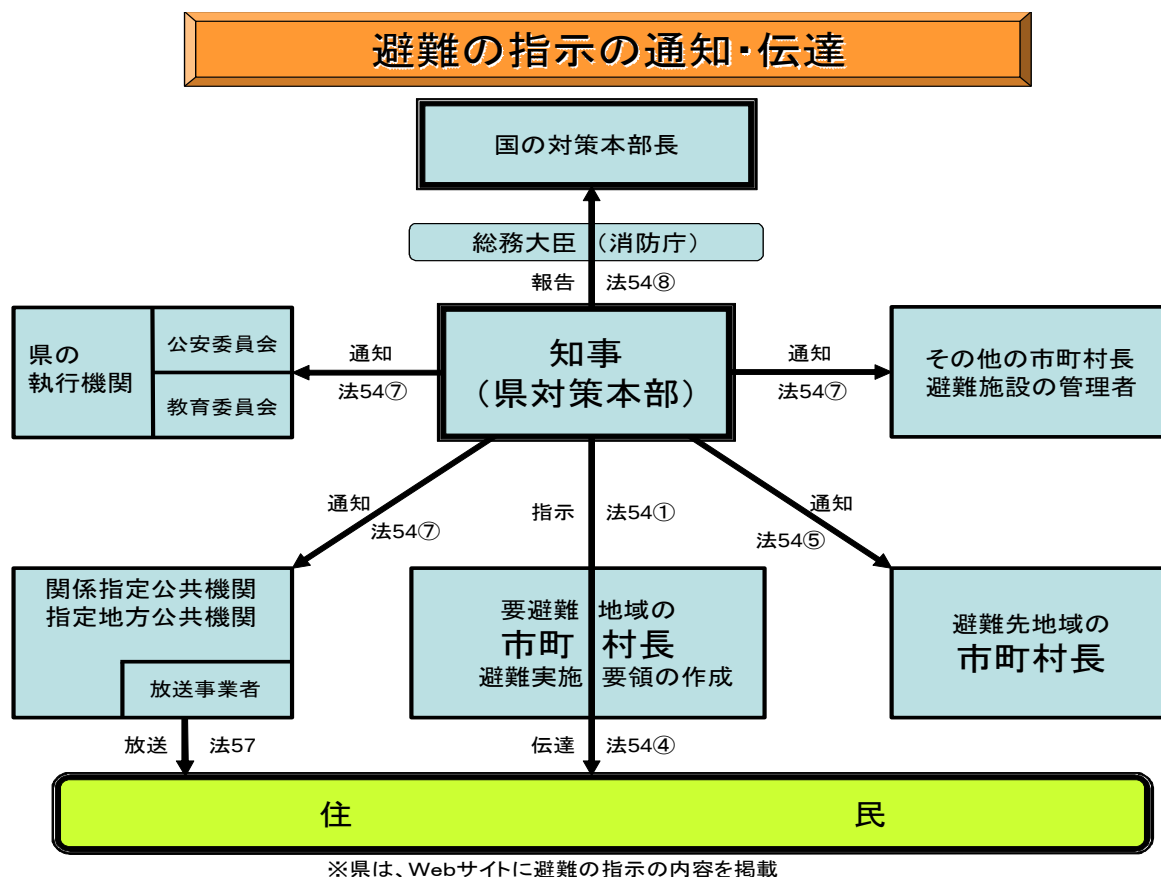
(1) 要避難地域又は避難先地域を管轄する場合

- ① 知事は、総務大臣（消防庁）を経由して避難措置の指示を受けたときは、直ちに、その内容を、市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。この場合、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ② 知事は、要避難地域を管轄する場合、要避難地域の住民に対し、2の避難の指示を行う。
- ③ 知事は、避難先地域を管轄する場合、避難先地域における避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を行う。

(2) 要避難地域及び避難先地域を管轄しない場合

知事は、総務大臣（消防庁）から避難措置の指示の内容を通知されたときは、直ちに、その内容を、市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、その他の関係機関に通知する。

2 避難の指示



(1) 住民に対する避難の指示

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときで要避難地域を管轄する場合は、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段について総合的に判断し、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

なお、国の対策本部長により「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」（平成16年6月18日法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）に基づく道路の利用指針が定められたときは、その利用指針を踏まえて、避難経路等を決定する。

[避難の指示の内容]

- ・ 国から示される避難措置の指示の内容
- ・ 主要な避難の経路
- ・ 交通手段その他避難の方法

- ② 知事が、避難の指示を行うに際し、主要な避難の経路及び交通手段その他避難の方法を定めるに当たっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

(共通事項)

避難の指示を行うに当たっては、住民が避難するための通行の確保や交通渋滞を防止又は軽減し、円滑な避難が行われるよう、必要に応じ、自家用車等の一般車両（緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両）の交通規制について、県警察に要請する。

また、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難の方法については、事態の状況、市町村の実情を踏まえ、必要な場合は、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すものとする。

(避難先地域が当該市町村又は隣接市町村の場合)

避難の方法は、徒歩を基本とする。

なお、鉄道、バス等の交通機関が利用可能な場合は、徒歩に合わせて当該交通手段も示すものとする。

(避難先地域が上記以外の広域的な場合)

避難の方法は、主として鉄道を交通手段として示すことを基本とする。

この場合、鉄道の利用可能な最寄駅までの間は、徒歩及び運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関等に要請して確保する交通手段によるものとする。

- ③ 知事は、避難の指示をする場合において、避難先に名古屋市の区域が含まれるときは、あらかじめ名古屋市長の意見を聴く。
- ④ 知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、要避難地域に近接する地域の住民の避難も必要と判断する場合には、当該住民へも避難を指示する。

(2) 避難の指示に際しての確認・調整事項

知事は、避難の指示を行うに当たり、事前に、次の事項について確認又は調整する。

- ① 要避難地域に該当する市町村ごとの避難住民数の把握
 - ・ 関係市町村からの最新の情報の入手
- ② 避難のための運送手段の調整
 - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や運送方法についての調整
 - ・ 県警察との緊急通行車両等の確認に係る調整
 - ・ 積雪時等において避難経路や交通手段が限定されること等への留意
- ③ 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ・ 県警察との避難経路の選定に係る調整
 - ・ 県警察との自家用車等の使用等に係る調整
 - ・ 道路管理者との道路の状況に係る調整

- ④ 区域内外の避難施設の状況の確認
 - ・避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- ⑤ 国による支援の確認
 - ・国による支援の要請についての消防庁等を通じての確認及び調整
 - ・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・防衛省への支援要請
- ⑥ 市町村との役割分担の確認
 - ・市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- ⑦ 自衛隊及びアメリカ合衆国の軍隊の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ・県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ・国の対策本部長による特定公共施設利用法に基づく利用に関する指針を踏まえた対応
- ⑧ 動物の保護等に関する配慮

県は、「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」（環境省、農林水産省 共管）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

 - ・危険動物等の逸走対策
 - ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

〔避難の指示（例）〕

避 難 の 指 示 愛 知 県 知 事 〇月〇日〇時現在 本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示がありました。 要避難地域の住民は、下記の避難の方法に従って、避難して下さい。 記 1 A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。 ・運送手段及び避難経路 国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定） 〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定） 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止） 細部については、A市の避難実施要領による。 A市職員の誘導に従って避難する。

2 A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、指示を待つ。

・・・以下略・・・

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

(3) 避難の指示の通知

知事は、避難の指示をしたときは、その内容を市町村長（要避難地域を管轄する市町村長を除く。）、県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(4) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(5) 県の区域を越える避難の調整

① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ、避難住民数、避難住民の受入予定地域、避難の方法（運送手段、避難経路）等について協議する。

また、移動時の支援について、避難の経路となる地域の都道府県も含めて、協議を実施する。

② 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

なお、受入地域に名古屋市の区域が含まれる場合には、あらかじめ名古屋市長の意見を聴く。

③ 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行う。

④ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、

内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。

なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(6) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊やアメリカ合衆国の軍隊の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による特定公共施設利用法に基づく利用に関する指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取及び情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(7) 避難の指示の報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(8) 大都市における住民の避難

大都市における住民の避難については、その人口の規模に見合った避難のための交通手段及び受入れ施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難である。

このため、基本指針においては、大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされているので、知事は、大都市の住民避難に当たっては、次のとおり所要の措置を講ずる。

① 他地域への避難

国の対策本部長から避難措置の指示があった場合は、直ちに前記（２）の避難の指示に際しての確認・調整を行うとともに、特に多様な避難経路と避難手段を確保する。

避難指示に当たっては、住民等の避難準備が整い次第、順次避難させることとし、混乱発生の防止に努めるとともに、安全かつ計画的な避難に配慮する。

② 近傍屋内施設への避難

国の対策本部長から近傍の屋内施設への避難措置の指示があった場合は、近傍の屋内避難施設又は自宅、コンクリート造りの堅ろうな建物、地下街などへの屋内避難を速やかに指示する。

事態の推移に応じた国の対策本部長の次の指示を待っている間は、冷静な屋内避難の継続を周知するとともに、その後の避難に備え、関係機関等との連絡を密にして、避難を安全かつ計画的に実施するため、あらかじめ避難経路及び避難手段等について把握する。

(9) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(10) 島しょ部における住民の避難

知事は、島しょ部における住民の避難については、運送事業者である指定公共機関・指定地方公共機関、関係市町村等に避難住民の運送を求めるなどするとともに、必要に応じ、県警察に対する求め又は海上保安庁及び自衛隊に対する要請を行い、船舶及びヘリコプターによる交通手段を確保し、安全を確認した上で、避難の指示を行う。

(11) 公共交通機関が限られている地域における住民の避難

知事は、半島部及び中山間地域などの公共交通機関が限られている地域における住民の避難については、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、必要に応じて自家用車等を交通手段として示すものとし、適切な避難経路を確保し、安全を確認した上で、避難の指示を行う。

また、内陸部と分断される可能性のある半島部においては、状況に応じ、前記（10）と同様の措置を講じる。

3 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが適当である。

このため、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、状況の推移に伴う応急的かつ柔軟な対応が必要となる。

① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。）。

② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を

徹底する。

- ③ 避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように市町村長に対し必要な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、国の対策本部長から当初は屋内避難を内容とする避難措置が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

- ① 知事は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示を行う。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

- ② 知事は、着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難の指示を行う。

(4) 航空攻撃の場合

攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

- ① 知事は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。

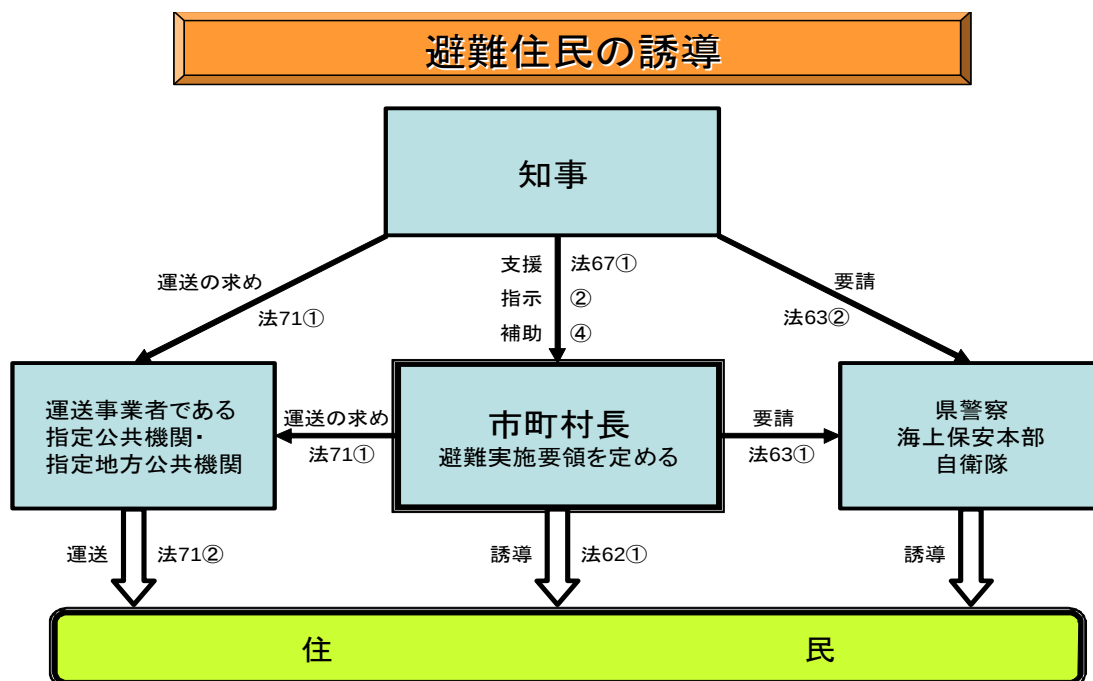
- ② 攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示する。

(5) N B C 攻撃の場合

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、次のことに留意して避難の指示を行う。

- ① 避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずること。
- ② 風下方向を避けて避難を行うこと。
- ③ 国の対策本部長から示されるN B C 攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえること。

4 市町村による避難住民の誘導に対する県の支援等



(1) 市町村長の避難実施要領に関する意見

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

また、県警察は、交通規制、避難経路等について、住民の効率的な避難や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 避難住民を誘導する警察官・県職員による警告、指示等

市町村長の要請等により避難住民を誘導している警察官は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、警告又は指示をする。県職員が、避難住民の誘導又はその補助をする場合についても、同様とする。

また、これらの警告や指示に従わない者がいる場合や警告・指示を行ういとまがない場合で特に必要と認めるときは、警察官は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他物件の除去等の措置を実施する。

(3) 県警察による避難誘導に必要な措置

県警察は、自らの判断で避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう交通規制や情報収集等必要な措置を講ずるほか、市町村長又は知事からの要請に基づき所要の措置を講ずる。

(4) 避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、避難住民の誘導の補助を行う。

また、知事は、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(5) 避難誘導の要請に関する調整

知事は、複数の市町村長から警察官等（警察官、海上保安官又は自衛官）による避難住民の誘導の要請が競合する場合など広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、関係機関と協議し避難の緊迫性等を勘案の上、優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事が要請を行う。

(6) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、避難住民の誘導に当たらせる。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合又は複数の市町村長による運送の求めが競合した場合若しくは競合することが予想される場合には、より広域的な観点から、関係機関と協議し避難の緊迫性等を勘案の上、優先順位を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

(9) 避難住民の運送の指示

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当

たつては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

(10) 避難住民の運送に関する総合調整のための国への通知

知事は、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

5 要避難地域等における安全確保

県警察は、要避難地域等（海上を含む。）においては、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うとともに、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行うなどして、速やかに住民や当該施設の安全の確保、犯罪の予防等に努める。

その際、自主防犯組織等との連携に配慮する。

6 県が管理する施設における避難誘導のための措置

県は、自ら管理する施設においては、拡声装置等による警報、避難方法の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずる。

その際、特に、次の事項に留意する。

(1) 学校

学校においては、平素からの避難訓練の成果を見極めた上で、的確かつ迅速な避難措置により、全校体制で児童生徒の安全確保に努める。

特に特別支援学校にあっては、介助に当たる職員の分担を明確にした体制を作り、個々の児童生徒に応じた介助方法で避難させる。避難後は速やかに保護者への連絡を行い、児童生徒の引渡しを行う。

(2) 病院

県立の病院においては、患者に応じた避難誘導を行うほか、患者書類、薬剤、蘇生・救急診療器材等を可能な限り持ち出す。

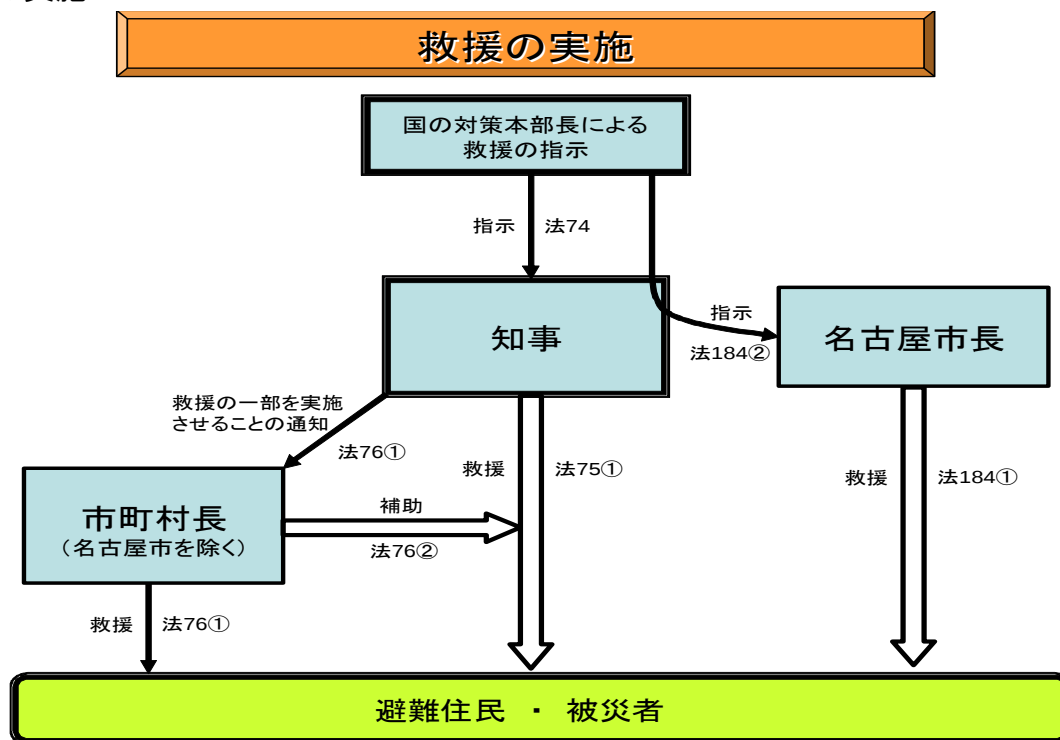
(3) 社会福祉施設

社会福祉施設においては、入所者に応じた避難誘導を行うほか、介護機器等を始めとする福祉器具を可能な限り持ち出す。

第5章 救援

避難住民及び被災者に対する救援の実施、関係機関との連携及び救援の実施に当たっての留意事項について定める。

1 救援の実施



※知事等は、緊急の場合、国からの指示を待たず救援を実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

また、名古屋市の区域において救援が必要な場合は、知事は、直ちに、当該指示について、名古屋市長に通知する。

なお、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対しても適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

- ① 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。）
- ② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与、供給又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(3) 名古屋市による救援の実施に係る調整

知事は、名古屋市は大都市特例により救援を実施することとなっているため、救援の円滑な実施のため、名古屋市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

(4) 市町村（名古屋市を除く。）による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を明示して市町村長へ通知する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、具体的な支援内容を示し国に対して支援を求める。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定の定めるところにより行う。

(3) 市町村との連携

1 (4)において市町村が行うこととされている事務以外の救援の実施に関する事務につ

いて、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社への委託

知事は、救援又はその応援に関し必要な事項を、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

3 救援の実施における留意事項

知事は、救援を実施するに際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・救護所等の設置
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難の長期化等必要に応じて避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する長期避難住宅等の供与（特別養護老人ホーム等、高齢者等が利用しやすい構造及び設備を有した施設の把握）
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・長期避難住宅や応急仮設住宅等の設置のための資材等に不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与、供給又は貸与

- ・食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- ・医薬品、医療資機材（人工呼吸器等に必要な非常用電源を含む）、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の把握
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品、医療資機材（人工呼吸器等に必要な非常用電源を含む）等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ・公的医療機関及び民間医療機関に対する救護班の派遣依頼

④ 被災者の捜索及び救出

- ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・火葬場の相互協力体制を踏まえた対応
- ・県警察、海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・聴覚障害者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

- ・児童生徒の被災状況の収集
- ・必要とする学用品の把握
- ・学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の捜索及び処理

- ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、市町村機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報の確認

- ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・死体の一時保管場所の確保

- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・障害物の除去の施工者との調整
 - ・障害物の除去の実施時期
 - ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 緊急物資の運送の求め等

(1) 運送の求め

知事は、武力攻撃事態等において、自ら緊急物資の運送を行うほか、必要があると判断するときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に運送を求める。なお、国の対策本部長により特定公共施設利用法に基づく道路の利用指針等が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、緊急物資の運送を求める。

(2) 運送の求めに係る調整

知事は、複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、緊急物資の運送が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

(3) 運送の指示

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

(4) 運送に関する総合調整のための国への通知

知事は、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

5 医療の要請等

(1) 救援としての医療の要請及び指示

知事は、避難住民等に対する医療の提供を行うために必要がある場合は、医師、看護師

その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示することができる。

この場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) その他の医療活動のための要請等

① 民間医療機関への協力要請

知事は、県立の病院において医療活動を行うほか、県内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努める。

② 広域後方医療活動の依頼

知事は、必要に応じ、国及び国立病院機構、日本赤十字社に対し、被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

③ 自衛隊による患者搬送の要請

知事は、必要に応じ、防衛大臣に対し、患者の搬送を要請する。

6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

7 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、次の措置を講ずることができる。救援の実施に必要な物資の確保又は土地等の使用に当たっては、あらかじめ所有者等に対し物

資の売渡しの要請をし、又は土地等の使用の同意を得ることを基本とする。

なお、②～④の措置については、それぞれ公用令書を交付して実施する。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下この章において「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② 売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

8 特定物資の売渡し等に関する指定地方行政機関等への要請

知事は、県内で当該特定物資が十分に確保することができないような状況で、必要と認めるときは、特定物資の売り渡し要請、収用、保管命令に関し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し要請する。

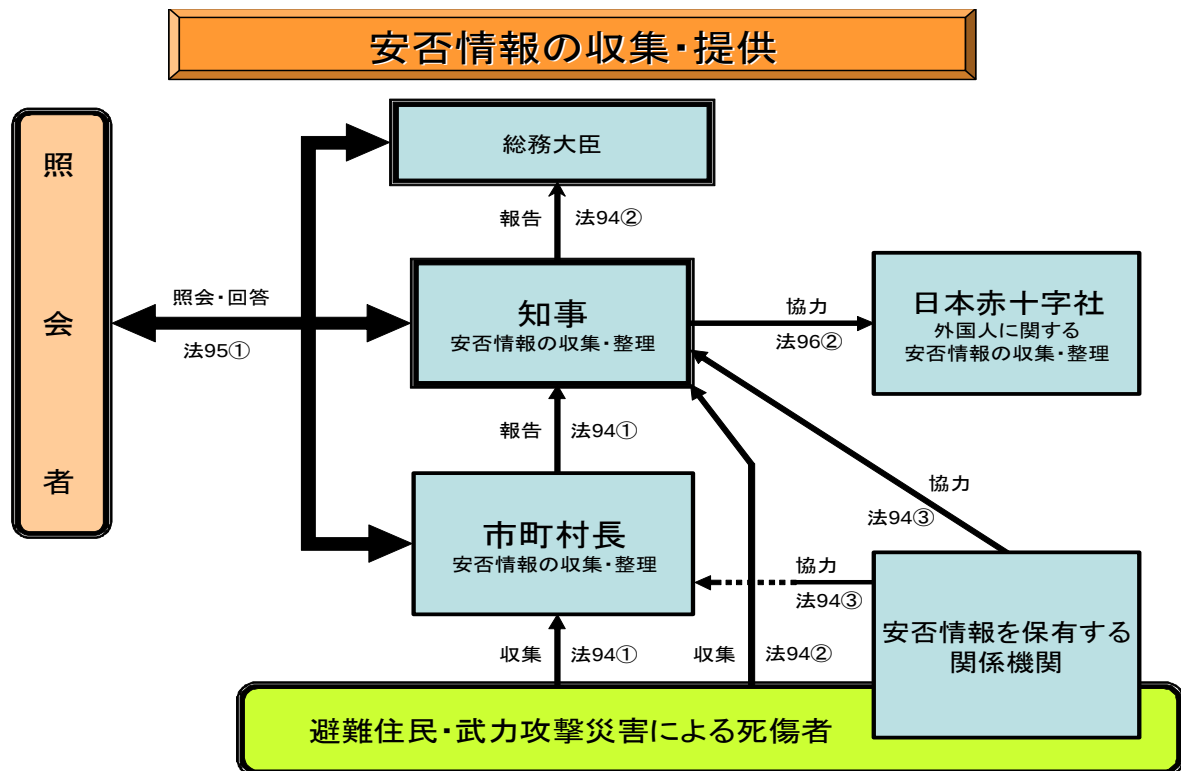
9 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等が円滑に行える体制をとる。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民に係る安否情報の収集、整理、報告及び照会に対する回答について定める。



安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて実施する。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

知事は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察を始めとする関係機関への照会により安否情報の収集を行う。

〔収集すべき安否情報項目〕

1 避難住民又は負傷した住民

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別

- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民 （上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

(2) 安否情報収集の協力要請

知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 総務大臣に対する報告

知事は、総務大臣（消防庁）への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令が定める様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話などで報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 知事は、安否情報の照会窓口、電話、FAX 番号、メールアドレスなどの連絡先について、住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令が定める様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付け

る。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 知事は、住民から安否情報の照会があった場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令が定める様式により、次の項目を回答する。

- ・避難住民に該当するか否かの別
- ・武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別

- ② 知事は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令が定める様式により回答する。

- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

知事は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

武力攻撃による被害をできる限り小さくするための措置の基本的な考え方について定める。

1 武力攻撃災害への対処

知事は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、自らの判断により武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。また、国の対策本部長が特に必要があると認める武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って必要な措置を講ずる。

2 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員（県の要請に応じ従事する職員を含む。）について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2 国民生活に関わる重要施設の安全確保

生活関連等施設や石油コンビナートにおける安全確保を図るための措置について定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

また、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所用の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに、県警察及び海上保安部長等の意見を聴いて、当該施設の管理者に対して、施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等の安全確保措置を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

(3) 安全確保措置の支援

知事及び県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(4) 県が管理する施設の安全の確保

県は、管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(5) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、生活関連等施設のうちダム、大規模な危険物質等取扱所等その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設については、速やかに要請する。他方、生活関連等施設のうち発電所、駅、空港等、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

(6) 県公安委員会による立入制限区域の指定

県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認

めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域とする。

この場合、当該生活関連等施設の管理者に対し、立入制限区域を指定したことを通知するとともに、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

また、武力攻撃災害の状況等に応じ、立入制限区域の範囲の変更を行う。

(7) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(8) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と、国民保護法第103条第3項に基づき権限が与えられている措置との対応関係は、次表のとおり。

物質の種類	区 分	措 置		
		①	②	③
消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者（名古屋市域を除く。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者（名古屋市域を除く。）に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者（名古屋市域を除く。）に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者（名古屋市域を除く。）に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者（名古屋市域（特定製造事業所の区域内を除く。）を除く。）又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所	高圧ガス保安法第39条		

	又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。			
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者（名古屋市域（特定製造事業所の区域内を除く。）を除く。）、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者（名古屋市域を除く。）に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○
備 考 ○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。				

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから同法に定める措置を行うことを基本とし、愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとる。

また、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当する施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止し、及びNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要な措置について定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、県は、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、当該方針に基づいて、必要な措置を講ずる。

3 応急措置の実施

知事は、被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、同じく応急の措置として、職員の安全を図るための措置を講じた上で、消防機関等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

4 国の要請を受けた場合の措置

知事は、内閣総理大臣から汚染拡大防止のための協力の要請を受けた場合、自ら協力するとともに、市町村長、消防機関に対し必要な措置を指示し、及び県警察に対し必要な協力を要請する。

5 関係機関との連携

知事は、武力攻撃による被害の情報や必要となる人員及び物資・資材について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて衛生研究所、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

6 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

知事からの協力要請等により、県警察は、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等（国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等をいう。以下(2)(3)において同じ。）と連携して、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、必要な措置を講じ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うとともに、汚染物質に関する情報を保健所、衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関と共有する。

(2) 生物剤による攻撃の場合

知事からの協力要請等により、県警察は、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等と連携して、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施し、その情報を保健所、衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有する。

県は、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等の協力を得て、患者の移送を実施する。

県は、厚生労働省と協力して、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染地域の範囲及び感染源の特定を図る。

知事は、県警察等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて、消毒等の措置を講ずる。

これらの措置を実施する場合、職員（協力を要請する関係機関の職員を含む。）には防護服の着用・ワクチンの接種等所要の防護措置を講じ安全の確保に十分に配慮する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

知事からの協力要請等により、県警察は、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等と連携して、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速な原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を保健所、衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大防止のための措置を講ずる。

7 汚染拡大を防止するための措置

内閣総理大臣から要請を受けた知事及び同知事から要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。

	汚染され、又はその疑いがある対象物件等	措 置
①	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対する移動の制限・禁止、廃棄の命令
②	生活の用に供する水	管理者に対する使用の制限・禁止、給水の制限・禁止の命令
③	死体	移動の制限・禁止
④	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
⑤	建物	立入りの制限・禁止、封鎖
⑥	場所	交通の制限・遮断

第4 応急措置等

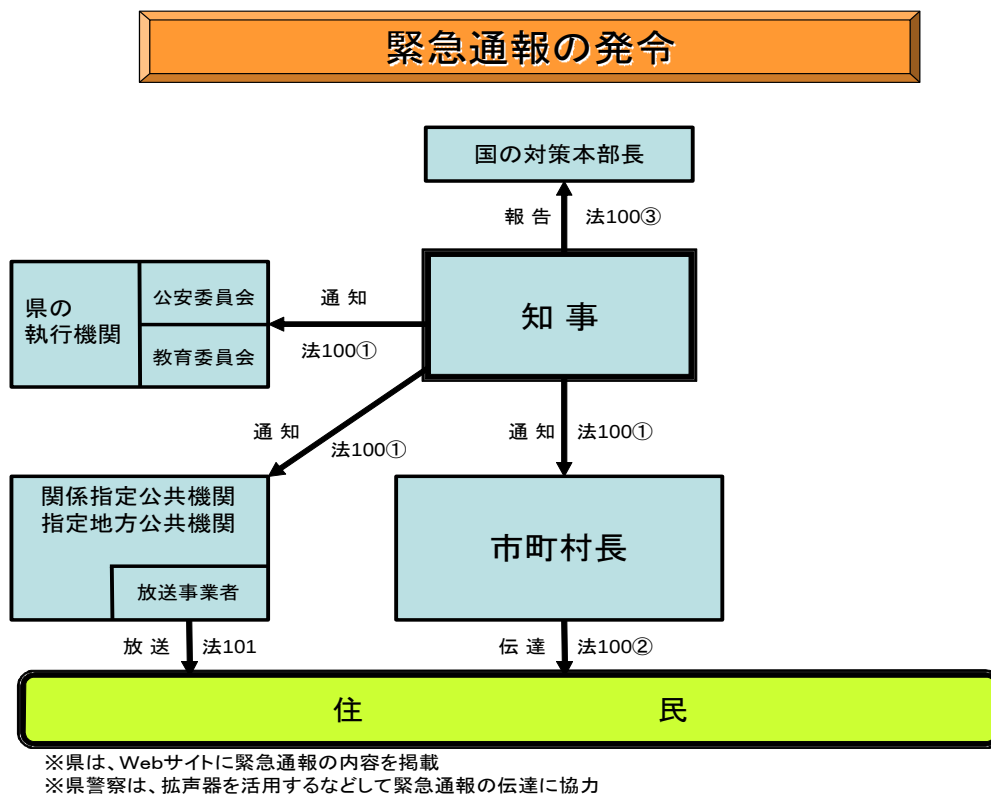
緊急の必要がある場合に国からの指示を待たずに行うことができる緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等について定める。

1 武力攻撃災害の兆候の通知

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知・通報を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。

また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

2 緊急通報の発令



(1) 緊急通報の発令

- ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知・通報や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、次のとおりとする。なお、危急の被害を避ける観点から明確かつ簡潔なものとする。

- ・武力攻撃災害の現状及び予測
- ・住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(3) 緊急通報の通知・伝達

知事は、緊急通報を発令した場合には、直ちにその内容を市町村長、県の他の執行機関

並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

この場合、武力攻撃災害が発生した地域が含まれる市町村及び緊急通報において特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合における当該地域が含まれる市町村に対し、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

また、県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機等を活用するなどして、緊急通報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

(4) 国の対策本部長への報告

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部長にその内容を報告する。なお、関係指定地方行政機関についても、同様とする。

3 事前措置

(1) 事前措置の実施

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。この場合、知事は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

(2) 警察署長又は海上保安部長等による事前措置

警察署長又は海上保安部長等は、知事又は市町村長から要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。この場合、警察署長又は海上保安部長等は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

4 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

(2) 屋内への退避

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

屋内への退避を例示すると、次のような場合である。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気からの接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考

えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置

- ① 知事は、退避の指示を住民へ速やかに伝達するものとし、退避の必要がなくなったときは、住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長に直ちに通知するとともに、必要に応じその他関係機関に通知する。
- ③ 県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 知事は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官又は海上保安官による退避の指示

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。この場合、警察官又は海上保安官は、退避を要する地域を管轄する市町村長に速やかに通知するとともに、必要に応じその他関係機関に通知する。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域を設定するに当たっては区域を明示する。また、警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、住民に広報、周知する。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- ② 県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 知事は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定等

- ① 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちにその旨を市町村長に通知する。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

6 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用
- ・ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管する。）

7 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

① 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関等との連携のもとに救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防に関する指示等

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

② 消防庁長官から指示を受けた場合の市町村長等への指示

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

③ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処することが困難と判断する場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

④ 消防庁長官から消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けたときは、必要に応じ、県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集項目及び報告方法等について定める。

1 被災情報の収集

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

2 第一報の報告

知事は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報を、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに総務大臣（消防庁）に報告する。

3 随時の収集・報告

知事は、第一報を総務大臣（消防庁）に報告した後も、随時被災情報の収集に努める。収集し、又は報告を受けた被災情報は、電子メール、FAX等により総務大臣（消防庁）が指定する時間に報告する。

〔収集・報告する被災情報の項目〕

- ・武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
- ・発生した武力攻撃災害の状況の概要
- ・人的・物的被害状況
（可能な場合は）
- ・死者について、死亡した場所の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況

4 新たな重大被害の報告

新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務大臣（消防庁）に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難先地域における保健衛生の確保、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理及び文化財の保護について定める。

1 保健衛生の確保

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域において、市町村と協力して、保健師等の保健医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

② 知事は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、「愛知県災害廃棄物処理計画」（２０２２年１月）等を踏まえつつ、廃棄物の処理が円滑に行える体制をとる。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの求めに基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を求め、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援を求める。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 知事は、県内に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、知事に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 知事は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、知事は、県民文化局の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定のために実施する措置や、避難住民等の生活安定のために実施する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の調査・監視及び要請等

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供を行い、相談窓口を設置する。

(2) 関係法令に基づく措置の実施

知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

① 買占め等防止法に係る措置

県は、国が「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」（昭和48年7月6日法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下この章において「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（同法第4条第1項）
- ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（同法第4条第2項）
- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（同法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（同法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

知事は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く。）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（同法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告の求め、又は事業場への立入検査、若しくは関係者への質問（同法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

知事は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（同令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況又は帳簿書類等の検査を実施する（同令第30条第1項）。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の相談

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について適切な融資が受けられるよう、総合的な相談窓口を開設し、相談に応じる。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路、港湾及び飛行場の管理者である県は、施設の状況確認、安全の確保等を行い、河川管理施設、道路、港湾及び飛行場を適切に管理する。

第 1 1 章 交通規制

県警察が行う交通規制について定める。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、プローブ情報、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において避難住民、緊急物資の運送等のための緊急交通路を確保するため、一般車両（緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両）の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の都道府県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、国の対策本部長により特定公共施設利用法に基づく道路の利用指針が定められた場合は、その指針を踏まえ、適切に交通規制を実施する。

3 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両については、県公安委員会又は知事が、また、規制除外車両については、県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である知事は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(2) 車両その他の物件の移動措置等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、所定の手続きを経て車両その他の物件の移動措置を行う。また、必要により警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理の方法について定める。

1 赤十字標章等の交付及び管理

- ① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。
 - ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
 - イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。)
- ② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。
 - ア 医療機関である指定地方公共機関
 - イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

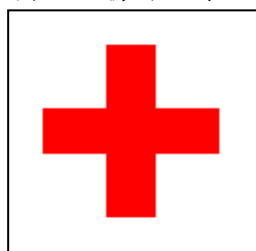
〔赤十字標章等〕

① 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（香jに規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。

また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。



（白地に赤十字）

② 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

2 特殊標章等の交付及び管理

- ① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・国民保護措置に係る職務を行う県の職員（県警察の職員を除く。）
- ・知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

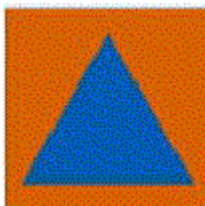
- ・国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

[特殊標章等]

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章



（オレンジ色地に青色の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧について定める。

1 応急の復旧の実施

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、多ルート化した通信回線を活用するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する道路、港湾・漁港施設、飛行場施設及び鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去等、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

(4) 輸送路の優先的な確保のための措置

知事は、武力攻撃により道路に被害が発生した場合は、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するため、応急復旧の措置が講じられるよう道路管理者に対し要請するものとし、県対策本部長は、必要に応じ総合調整を行う。

(5) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する上下水道・工業用水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(6) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握し

た上で、所要の措置を講ずる。

2 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県が管理する施設及び設備の復旧について定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされているため、県は、武力攻撃災害の復旧については、国が示す方針に従って実施する。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、県は、武力攻撃災害により被災した県の管理する施設及び設備について、国の支援を得て、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 損失の補償等

国民保護措置に伴う損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てんについて定める。

1 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

(4) 損失補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は知事が指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

2 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、愛知県行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第4章 費用の精算

国民保護措置のために要した費用の国への請求について定める。

1 国に対する負担金の請求

県は、次の費用で県が国民保護措置のために支弁したものについては、原則として国が負担することとされていることから、国に対し負担金の請求を行う。

- ・住民の避難に関する措置に要する費用
- ・避難住民等の救援に関する措置に要する費用
- ・武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ・損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てんに要する費用

2 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第5編 緊急対処事態への対処

武力攻撃に準ずる大規模なテロ等の事態である緊急対処事態への対処について定める。

1 緊急対処事態への対処の方針

(1) 武力攻撃事態等への措置の準用

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、第3編及び第4編の武力攻撃事態等への対処に係る規定を準用する。ただし、緊急対処事態においては国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われないことから、これに関する事項を除く。

また、警報の通知及び伝達については、2に定めるところによる。

(2) 読み替え規定

準用に当たっては、次の表の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
愛知県国民保護対策本部	愛知県緊急対処事態対策本部
愛知県国民保護対策室	愛知県緊急対処事態対策室
愛知県国民保護連絡室	愛知県緊急対処事態連絡室
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
事態対策本部	緊急対処事態対策本部
市町村国民保護対策本部	市町村緊急対処事態対策本部
武力攻撃事態等合同対策協議会	緊急対処事態合同対策協議会

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、国の緊急対処事態対策本部長により警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることから、知事は、対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、警報の通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて行う。

第6編 市町村基準及び指定地方公共機関基準

第1章 市町村基準

市町村国民保護計画を作成する際の基準について定める。

1 総論

- 市町村は、その国民保護計画の作成又は変更に当たっては、その国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の区域に係る国民保護措置等について、その内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、関係都道府県、消防機関等との連携を密にすること等により、当該国民保護措置等に従事する市町村職員等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 平素からの備え

(1) 体制の整備等に関する事項

- 市町村は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報のデータベース化等の推進に努めるものとする。
- 道路管理者である市町村長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては他の道路管理者と連携し、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにしておくものとする。
- 市町村は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、市町村国民保護対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等を市町村国民保護計画で定めるなどその体制の整備を図るものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等に関し必要な事項も併せて定めるとともに、職員に周知し、徹底を図るものとする。

- 市町村は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置等を実施する体制を整備するものとする。体制整備に当たっては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備に努めるとともに、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるように担当課を定めるよう努めるものとする。
- 市町村は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護対策本部が設置された場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を平素から図るよう努めるものとする。
- 市町村は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対して、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、国民保護措置等に関し、広域にわたる避難やNBC攻撃等の武力攻撃事態等及び緊急処理事態において特有の事項にも対応できるよう、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、国民保護措置等の実施状況、安否情報、被災情報その他の情報等を収集及び整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実が図られるよう支援するとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう努めるものとする。

また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実が図られるよう支援するものとする。
- 市町村は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとする。

また、夜間・休日を含め、通信体制の確保に努めるものとする。
- 市町村は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等

を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

- 市町村の武力攻撃事態等及び緊急対処事態における情報通信手段については、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するとともに、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。
 - ・ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。
このため、あらかじめ武力攻撃事態等及び緊急対処事態における運用計画を定めておくとともに、関係機関との間で運用方法についての十分な調整を図ること。
 - ・ 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における通信の確保を図るため、平素から国民保護措置等の実施に必要な通信のための設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を積極的に実施すること。
 - ・ 情報通信手段の施設については、平素から管理・運用体制を構築しておくこと。
- 市町村は、国民保護措置等の円滑な実施を図るため、それぞれその研修制度を充実するなど、人材の育成に努めるものとする。
- 市町村は、国民保護措置等についての訓練を実施するよう努めるものとする。
訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。
- 国民保護措置等と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 市町村は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。
- 市町村は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

(2) 避難、救援及び災害対処への備えに関する事項

- 市町村長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。
この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
また、警報を通知すべき当該市町村の他の執行機関その他の関係機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。
- 市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ責任者を定め、必要な研修・訓練を行うものとする。
- 市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。
- 市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、知事、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行うとともに、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。
この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、市町村国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。
その際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。
- 市町村は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。
- 市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して当該市町村区域内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。
- 市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における避難住民の運送及び緊急物資の

運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、県と連携して運送事業者である指定地方公共機関の輸送力及び確保すべき輸送施設（道路、鉄道施設、港湾施設、飛行場施設等）についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。

- 市町村長は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

- 市町村長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もあるため留意すること。

- 市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握する。
また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

(3) 備蓄及び啓発に関する事項

- 市町村は、県と連携し、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、数量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

- 市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

- 市町村は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市町村有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

- 市町村は、県と連携して国の国民保護に関する啓発に協力するとともに、市町村国民保護計画の周知を図るものとする。

3 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

(1) 国民保護措置等の実施体制に関する事項

- 市町村は、住民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置等の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。

また、提供する情報の内容について、県と相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

- 市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

- 武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護措置等の実施に必要な通信の手段を確保するため、市町村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うものとする。

なお、情報通信施設に支障が生じた場合には速やかに応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

- 市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 関係機関との連携に関する事項

- 市町村は、国民保護措置等の実施に関し住民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるものとする。

- 市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用を図るものとする。

また、ボランティアの登録・派遣調整等を担い、その活動拠点となるボランティア・センターの円滑な運営、ボランティアの生活環境等に配慮するものとする。

(3) 避難及び救援に関する事項

- 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- 警報の伝達方法については、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合は、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らせるものとする。

また、市町村長は、広報車を使用したり、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。

この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合は、市町村防災行政無線や広報車の使用をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
 - ③ 警報の解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しないものとする。
- 市町村長は、避難の指示を受け次第、直ちに、市町村防災行政無線、広報車その他の適切で効果的な手段を活用し、避難の指示の迅速な住民への伝達に努めるものとする。
- 住民に対し避難の指示を受けた市町村長は、直ちに、知事、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について十分に配慮するものとする。
- 市町村は、市町村防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達するものとする。
- 市町村は、避難先地域において当該市町村の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行うものとする。
- 市町村その他の関係機関は、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるものとする。

- 市町村長は、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者については、それにより危険が生ずる場合には警告等を発することができるが、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとする。
- 市町村は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等又は緊急処理事態の推移、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。
- 市町村は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求める場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 市町村は、管理する病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校など、自ら避難することが困難な者が滞在している施設においては、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。
- 自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者及び市町村（消防機関を含む。）のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市町村長は、知事、県警察、海上保安庁及び自衛隊に協力を要請するものとする。
- 避難住民を誘導する市町村職員等による警告及び指示は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するためのもので、危険が現実化していない場合でも、危険な事態の発生のおそれが認められる時点で行うことができるものであり、具体的には、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者に対して行うものとする。
- 市町村は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を自ら及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努めるものとする。
また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するよう努めるものとする。
- 被災地・避難先地域以外の市町村は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口

を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

(4) 安否情報の収集提供に関する事項

- 市町村による、安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況、又は緊急対処事態や緊急対処事態における災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置等の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。

- 市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

- 市町村長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

- 市町村長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。

この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

(5) 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する事項

- 被災市町村は、当該市町村の区域内における消火活動及び救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

また、被災市町村は、必要に応じて国や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(6) 被災情報の収集提供に関する事項

- 市町村長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、知事が消防庁に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告するものとする。

(7) 国民生活の安定に関する事項

- 水道事業者である市町村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
- 市町村は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。
- 市町村は、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談等窓口を設置するよう努めるものとする。
- 市町村は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう県と連携して適切な措置を講ずるものとする。
また、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設の応急復旧等適切な措置を講ずるものとする。

(8) 交通規制に関する事項

- 道路管理者である市町村長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、県警察と連携し、交通規制状況や通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供するものとする。

4 復旧等

(1) 応急の復旧に関する事項

- 市町村は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生後可能な限り速やかに、その所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。
- 市町村は、国民保護措置等の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。
- 避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に関する公共的施設の管理者である市町村長は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。
- 道路管理者である市町村長は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を

講ずるものとする。

- 港湾管理者である市町村は、その所有する港湾施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した港湾施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 漁港管理者である市町村は、その管理する漁港施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した漁港施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 復旧に関する事項

- 本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、市町村は、武力攻撃災害により、被災した市町村の管理する施設及び設備について、国の支援を得て被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定めるものとする。

(3) 国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する事項

- 国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県に準ずるものとする。
- 市町村は、国民の権利利益の救済に係る手続きに関連する文書管理に関する条例等の定めるところにより、適切に保存するものとする。
- 市町村は、国民保護措置等の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県に準じて行うものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

第2章 指定地方公共機関基準

指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準について定める。

1 指定地方公共機関共通事項

- 指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の作成又は変更に当たっては、これを自主的に行うものとする。
この場合において、その国民保護業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 指定地方公共機関がその業務について国民保護措置等を実施するに当たっては、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急処理事態の状況に即して自主的に判断するものとする。
- 指定地方公共機関は、国民保護措置等に関し、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において広域にわたる避難やNBC攻撃による災害等の特有の事項にも対応できるよう、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。
- 指定地方公共機関は、被災情報を収集し、知事への報告を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。
- 指定地方公共機関は、施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、数量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。
- 指定地方公共機関は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 指定地方公共機関は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により情報収集・

連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

- 指定地方公共機関は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- 指定地方公共機関の武力攻撃事態等及び緊急対処事態における情報通信手段については、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するものとする。
- 指定地方公共機関は、県対策本部が設置されたときは、職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとり、その業務に係る国民保護措置等を実施するものとする。
- 武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護措置等の実施に必要な通信の手段を確保するため、指定地方公共機関は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。
- 指定地方公共機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 指定地方公共機関が安否情報の収集に対して協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置等に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を知事に速やかに報告するものとする。
- 指定地方公共機関は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。
- 指定地方公共機関は、国民保護措置等の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ

て、バックアップ体制を確保するものとする。

- 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材などによっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、指定地方公共機関は、県に対し必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

2 指定地方公共機関の業種に応じた事項

- 避難住民の運送又は緊急物資の運送を実施する運送事業者である指定地方公共機関の安全確保については、国及び地方公共団体が配慮することとされているが、気象状況等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。
- 避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に係る公共的施設の管理者等である指定地方公共機関は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。
- 道路管理者である指定地方公共機関は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 道路管理者である指定地方公共機関は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、県警察と連携し、交通規制状況や通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供するものとする。
- ガス事業者である指定地方公共機関は、ガス施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。
- ガス事業者である指定地方公共機関は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生時に円滑な対応が図られるよう、ガス施設等の被害状況の把握及び緊急時の供給について、あらかじめ具体的な検討を行うものとする。また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の広域応援体制の整備に努めるものとする。
- 鉄道事業者である指定地方公共機関は、その管理する鉄道施設等について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

愛知県国民保護計画

平成18年2月1日作成
(令和6年9月25日変更)

編集発行 愛知県防災安全局防災部防災危機管理課
〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1-2
電話 (052) 954-6143